令和３年第２回

高山村議会６月定例会会議録

令和３年６月３日　開会

令和３年６月11日　閉会

（９日間）

高山村議会事務局

令和３年第２回高山村議会

６ 月 定 例 会 会 期 日 程

会　期	月　日	曜日	開 議 時 間	摘　　要	備　　考
第１日	６月３日	木	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明・質疑・討論・採決 ・委員会付託	・全員協議会 ・議会報編集特別委員会
第２日	４日	金		休会（議案調査）	
第３日	５日	土		〃	
第４日	６日	日		〃	
第５日	７日	月		〃	
第６日	８日	火	午前10時	本会議（一般質問）	
第７日	９日	水	午前10時	総務文教常任委員会	
			午後１時	民生産建常任委員会	
第８日	10日	木		休会（議案調整）	
第９日	11日	金	午後１時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決	・全員協議会

令和３年第２回高山村議会６月定例会会議録（第１号）

令和３年６月３日（木曜日）

高山村告示第31号

令和３年６月３日、高山村議会６月定例会を高山村役場に招集する。

令和３年５月10日

高山村長　内　山　信　行

議　事　日　程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　承認第７号　専決処分した交通事故に係る損害賠償の承認を求めることについて

日程第５　承認第８号　専決処分した条例の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例）

日程第６　承認第９号　専決処分した条例の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

日程第７　承認第10号　専決予算の承認を求めることについて（令和２年度高山村一般会計補正予算（第９号））

日程第８　承認第11号　専決予算の承認を求めることについて（令和２年度高山村診療所特別会計補正予算（第７号））

日程第９　議案第33号　村税条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第34号　高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第35号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第36号　高山村手数料条例の一部を改正する条例

日程第13　議案第37号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第１号）

日程第14　議案第38号　令和３年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第15　議案第39号　令和３年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）

日程第16　議案第40号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

日程第17　発議第１号　高山村議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付議した事件

1　会議録署名議員の指名

2　会期の決定

3　諸般の報告

4　承認第７号～承認第11号

5　議案第33号～議案第36号

6　議案第37号～議案第40号

7　発議第１号

出　席　議　員（11名）

１番　黒　岩　清　道　議員	２番　髙　井　央　葉　議員
３番　柴　田　弘　男　議員	４番　湯　本　辰　雄　議員
５番　西　原　澄　夫　議員	６番　西　條　正　純　議員
７番　酒　井　康　臣　議員	９番　畔　上　孝　一　議員
10番　水　谷　　清　議員	11番　宮　川　登志一　議員
12番　松　本　　茂　議員	

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	内山信行	副村長	藤沢敏和
教育長	山岸深志	総務課長	宮本孝雄
村民生活課長	宮川裕明	産業振興課長	柴田　亨
建設水道課長	小渕義彦	会計管理者（会計室長）	西原一美
教育次長（人権推進室長）	山﨑久志		

事務局出席職員

事務局長　荒井孝浩　　書記　川口里名

午前10時04分　　開　会

○議　長（松本　茂議員）

ただいまから令和３年第２回高山村議会６月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

おはようございます。高山村議会６月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和３年高山村議会６月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、議員各位並びに村民の皆様に、令和３年春の叙勲に際しまして、元高山村議会議長の山嵜秀治様が、旭日双光章の栄に浴されましたことをお伝え申し上げますとともに、お祝い申し上げます。

山嵜様は、９期35年１か月の長きにわたり高山村議会議員として在職され、この間、高山村議会議長として御活躍され、卓越した見識と手腕が高く評価され、その御功績が広く認められ、栄えある旭日双光章を受賞されました。改めましてお喜びを申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を御祈念申し上げます。

さて、将棋界最高峰の戦いといわれております、毎日新聞社・朝日新聞社及び日本将棋連盟主催の第79期名人戦７番勝負の第４局が、去る５月19日から20日の２日間にわたり本村で開催されました。開催に当たり、御協力いただきました多くの関係者の皆様に、改めて感謝を申し上げます。おかげさまで、将棋愛好者だけではなく、村民の皆様にも御満足いただけたものと思っておりますが、この名人戦を契機として高山村を広くＰＲしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により全国に緊急事態宣言が発出されていたため、公・共有林の入山解除を行わず、ネマガリダケの採取をやむなく禁止とさせていただき、タケノコ狩りを楽しみにされていた皆様には、大変御迷惑をおかけしました。

しかし、今年は長野県に緊急事態宣言が発出されていないことや、感染防止策をしっかり行った上で、去る５月29日から今月27日までの間、入山を解除することといたしました。タケノコ狩りをされる皆様には十分注意していただき、無理をせずタケノコ狩りを楽しんでいただきたいと思います。

去る５月18日、内閣府が発表した今年１月から３月期のＧＤＰ速報値（国内総生産）は、物価の変動を除いた実質で前期より1.3％、年率に換算すると5.1％のマイナスで、３期ぶりのマイナス成長となりました。これは本年１月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて二度目の緊急事態宣言が発出されたことにより、外食を含むサービス消費を中心に個人消費が落ち込んだことなど

が影響したものと言われております。

本格的な景気回復にはワクチン接種が着実に進むかが鍵になると言われていますので、本村においても、現在進めておりますワクチン接種を着実に実施してまいりますとともに、今定例会で御審議いただきます国の第３次特別臨時交付金の活用につきましては、何よりも優先して生活困窮者の皆様への支援を行ってまいりたいと考えています。また、長引く経済の低迷により大きなダメージを受けておられる事業者などの皆様に対しましては、可能な限りの御支援を申し上げてまいりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案します案件は、承認５件、議案８件の合わせて13件でございます。十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、招集の御挨拶といたします。

○議　長（松本　茂議員）

これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議　長（松本　茂議員）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、３番　柴田弘男議員、４番　湯本辰雄議員及び５番　西原澄夫議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議　長（松本　茂議員）

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月11日までの９日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日から６月11日までの９日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議　長（松本　茂議員）

日程第３　諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配りました請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

それぞれの委員長から、前定例会から今定例会までの間に行った所管事務の調査について報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので、報告します。

監査委員から、２月、３月及び４月分の執行した出納検査について報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので、報告します。

報告第３号　高山村土地開発公社の事業計画等について、報告第４号　令和２年度繰越明許費繰越計算書について、報告第５号　令和２年度上水道事業会計予算の繰越しについて及び報告第６号令和２年度高山村土地開発公社事業報告等についてを別紙のとおりお手元に配りましたので、報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

請　願　・　陳　情　付　託　表

請　願　・　陳　情	付託委員会
陳情第２号　「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書 陳情第３号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書 陳情第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	総務文教常任委員会

日程第４　承認第７号

～

日程第16　議案第40号

○議　長（松本　茂議員）

日程第４　承認第７号　専決処分した交通事故に係る損害賠償の承認を求めることについてから、日程第16　議案第40号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）までの13件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

高山村議会６月定例会の提案説明を申し上げます。

承認第７号から議案第40号までの13件につきまして、一括して説明を申し上げます。

承認第７号　専決処分した交通事故に係る損害賠償の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、本年２月26日に長野県長野合同庁舎駐車場において、総務課の職員が公用車を駐車しようとしたところ前方に駐車していた軽自動車と接触事故を起こし、相手方車両に損害を与えたことに伴い、村は被害者と示談による和解をすること及び村が保険事業を委託している一般財団法人全国自治協会から直接損害賠償を支払うことについて専決処分したもので、地方自治法の規定に基づいて報告し、承認をお願いするものであります。

承認第８号　専決処分した条例（村税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律などが本年３月31日に公布され、その一部が本年４月１日から施行されることに伴い、村税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置や住宅ローン控除の特例措置を延長するほか、軽自動車税環境性能割の税率区分などを見直すものであります。

承認第９号　専決処分した条例（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、押印を求める手続きの見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令により、行政不服審査施行令が改正されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の内容は、審査申出書に係る押印の廃止や口頭審理における口述書の署名押印を廃止するものであります。

承認第10号　専決予算（令和２年度高山村一般会計補正予算（第９号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、歳入において地方交付税等の額が年度末に確定したことに伴い専決処分したもので、歳入歳出それぞれ889万9,000円を追加し、当初予算からの累計額を51億402万円としたものであります。

歳出補正の主なものは、総務費の総務管理費で社会教育施設整備基金積立金など1,599万9,000円追加、民生費の社会福祉費で地域間幹線系統路線バス山田温泉線の運行補助金が確定したことに伴い、地域間幹線系統路線運行補助金788万8,000円を減額し、歳入の主なものは、地方譲与税で地方揮発油譲与税を減額する一方、自動車重量譲与税を追加するなど131万5,000円追加、株式等譲渡所得割交付金176万9,000円追加、地方消費税交付金2,896万9,000円追加、環境性能割交付金107万円追加、地方特例交付金261万7,000円追加、地方交付税の特別交付税で1,811万5,000円追加、繰入金

の基金繰入金で財政調整基金繰入金3,976万6,000円減額、村債で学校施設整備事業債など420万円を減額し、歳入超過となる78万8,000円を予備費に追加して収支均衡予算といたしました。

承認第11号　専決予算（令和２年度高山村診療所特別会計補正予算（第７号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症防止のため、県の指定を受けた医療機関が実施する発熱外来の診療体制に対して交付されるインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金が、令和３年度への交付に切り替えられることに伴い、専決処分したもので、歳入歳出それぞれ69万1,000円を減額し、当初予算からの累計額を9,417万1,000円としたものであります。

歳入では、国庫支出金の国庫補助金でインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金69万1,000円を減額し、歳出では予備費で69万1,000円を減額いたしました。

議案第33号　村税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律などが本年３月31日に公布され、その一部が令和４年１月１日から施行されることに伴い、村税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人住民税の医療費控除の特例措置及び生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第34号　高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設等との連携について読み替え規定の内容を明記するなど、用語を整理するため条例の一部を改正するものであります。

議案第35号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育所等との連携について定義範囲や用語を整理するため条例の一部を改正するものであります。

議案第36号　高山村手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、本年９月１日から施行されることに伴い、個人番号カードに関する再交付手数料の削除等の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第37号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ１億3,099万5,000円を追加し、当初予算からの累計額を43億4,399万5,000円としたものであります。

歳出補正の主なものは、総務費の総務管理費でコミュニティ事業助成金450万円追加、民生費で

は、社会福祉費で新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯への子育て世帯生活支援寄附金や子育て世帯生活支援特別給付金など1,589万5,000円追加、衛生費では、保健衛生費で村内高齢者施設の職員及び利用者に対する新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金を計上したほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制の必要経費を精査したことに伴い予算を組み替えるなど1,352万5,000円追加、農林水産業費では、林業費で森林景観整備委託料228万8,000円減額、商工費では、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている村内事業者に対して事業継続を支援するため、事業継続給付金や、バスツアーを企画する旅行会社に対するバス旅応援事業補助金を計上したほか、融資あっせん資金利子補給金を追加するなど6,550万円追加、土木費では、土木管理費で急傾斜地崩壊対策事業工事負担金250万円追加、教育費では、教育総務費で語学指導助手２名の任期満了に伴い、本国への帰国費用や後任の語学指導助手の渡航費用などの費用弁償167万2,000円追加、社会教育費で一茶館の空調設備が老朽化などにより故障し修理不能となったことから、施設改修工事請負費330万円を追加し、歳入では、国庫支出金の国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金など１億1,525万4,000円追加、県支出金の県補助金で間伐対策事業補助金を減額する一方、新型コロナウイルス感染症自主検査費補助金の追加に伴い444万1,000円追加、諸収入の雑入でコミュニティ事業助成金450万円追加、村債で防災基盤整備事業債を減額する一方、緊急防災・減災事業債や急傾斜地崩壊対策事業債の追加に伴い、680万円を追加し、歳入超過となる2,629万1,000円を予備費に追加して収支均衡予算といたしました。

議案第38号　令和３年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ23万1,000円を追加し、当初予算からの累計額を８億8,508万9,000円としたものであります。

歳出補正は、諸支出金の繰出金で診療所特別会計繰出金23万1,000円を追加し、歳入では県支出金の県補助金で特別調整交付金分23万1,000円を追加いたしました。

議案第39号　令和３年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ92万2,000円を追加し、当初予算からの累計額を7,403万円としたものであります。

歳出補正は、総務費の施設管理費で高山診療所の医療機器を整備するため、備品購入費に69万3,000円を追加し、歳入では繰入金で国民健康保険特別会計からの繰入金23万1,000円追加、国庫支出金の国庫補助金でインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に69万1,000円を追加し、歳入超過となる22万9,000円を予備費に追加して収支均衡予算といたしました。

議案第40号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、当初予算からの累計額を１億417万3,000

円としたものであります。

歳出補正は、農業集落排水事業費の総務管理費で、主要地方道豊野南志賀公園線の舗装修理工事に伴い、マンホールの高さ調整が必要となったことから工事請負費に150万円を追加し、歳入では繰入金の農業集落排水施設管理運営基金繰入金に150万円を追加いたしました。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議　長（松本　茂議員）

しばらく休憩します。

午前10時35分　　休　憩

午前11時01分　　再　開

○議　長（松本　茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第７号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第７号　専決処分した交通事故に係る損害賠償の承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第８号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第８号　専決処分した条例の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第９号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第９号　専決処分した条例の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第10号　専決予算の承認を求めることについて（令和２年度高山村一般会計補正予算（第９号））を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第11号　専決予算の承認を求めることについて（令和２年度高山村診療所特別会計補正予算（第７号））を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから議案第33号から議案第36号までの４件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第36号までの４件については、お手元に配りました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

議案第33号から議案第36号までの４件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会付託することに決定しました。

議　案　付　託　表

議　　案	付託委員会
議案第33号　村税条例の一部を改正する条例 議案第34号　高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 議案第35号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	総務文教常任委員会
議案第36号　高山村手数料条例の一部を改正する条例	民生産建常任委員会

○議　長（松本　茂議員）

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第33号から議案第36号までの４件については、会議規則第45条第１項の規定によって、６月９日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

議案第33号から議案第36号までの４件については、６月９日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

議案第37号から議案第40号までの４件については、後日審議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

議案第37号から議案第40号までの４件については、後日審議することに決定しました。

日程第17　発議第１号

○議　長（松本　茂議員）

日程第17　発議第１号　高山村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

――――――４番　湯本辰雄議員。

○４番（湯本辰雄議員）

ただいま議題となっております発議第１号　高山村議会会議規則の一部を改正する規則の趣旨説明を申し上げます。

近年、町村議会においては議員の成り手不足が喫緊の課題となっており、成り手不足の解消に向け議会の機能強化を図るとともに、女性や若者をはじめ、多様な層の住民が議員に立候補し活躍できる環境を早急に整備することが求められております。

こうした状況を踏まえ、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮すること、また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直すこととして、標準町村議会会議規則が改正されました。

そこで、高山村議会会議規則においても、同様に一部改正するものであります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議　長（松本　茂議員）

これから発議第１号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第１号　高山村議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から７日までは休会とします。

来る８日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午前11時12分　　散　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和３年６月３日

高山村議会議長　　松　本　　茂

署　名　議　員　　柴　田　弘　男

署　名　議　員　　湯　本　辰　雄

署　名　議　員　　西　原　澄　夫

令和３年第２回高山村議会６月定例会一般質問目次

令和３年６月８日（火曜日）

６番　西條正純議員 ……17
コロナワクチンキャンセル分の扱いについて

４番　湯本辰雄議員 ……21
山田牧場のにぎわいの場施設建設について

２番　髙井央葉議員 ……26
にぎわいの場を取り戻す方策等として集まったご提案について
生理用品の無償配布について

１番　黒岩清道議員 ……33
村の文化交流施設について

３番　柴田弘男議員 ……38
村長公約のにぎわいの場創出事業について

10番　水谷　清議員 ……42
観光施設への支援について
給付型奨学金の支援について

５番　西原澄夫議員 ……50
村の機構改革（役場組織の改編）について

７番　酒井康臣議員 ……57
再生可能エネルギーについて

令和３年第２回高山村議会６月定例会会議録（第２号）

令和３年６月８日（火曜日）

議　事　日　程

日程第１　一般質問

本日の会議に付議した事件

１　一般質問

質　問　し　た　者

６番　西　條　正　純　議員	４番　湯　本　辰　雄　議員
２番　髙　井　央　葉　議員	１番　黒　岩　清　道　議員
３番　柴　田　弘　男　議員	10番　水　谷　　清　議員
５番　西　原　澄　夫　議員	７番　酒　井　康　臣　議員

出　席　議　員（11名）

１番　黒　岩　清　道　議員	２番　髙　井　央　葉　議員
３番　柴　田　弘　男　議員	４番　湯　本　辰　雄　議員
５番　西　原　澄　夫　議員	６番　西　條　正　純　議員
７番　酒　井　康　臣　議員	９番　畔　上　孝　一　議員
10番　水　谷　　清　議員	11番　宮　川　登志一　議員
12番　松　本　　茂　議員	

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	内山信行	副村長	藤沢敏和
教育長	山岸深志	総務課長	宮本孝雄
村民生活課長	宮川裕明	産業振興課長	柴田　亨
建設水道課長	小渕義彦	会計管理者（会計室長）	西原一美
教育次長（人権推進室長）	山﨑久志		

事務局出席職員

事 務 局 長　荒 井 孝 浩　　書　　記　川 口 里 名

午前10時00分　　開　議

○議　長（松本　茂議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第１　一般質問

○議　長（松本　茂議員）

日程第１　一般質問を行います。

順番に発言を許します。

――――――６番　西條正純議員。

○６番（西條正純議員）

改めまして、おはようございます。

本日の一般質問は中学生の皆さんが傍聴されており、若干緊張しております。

さて、この質問内容は一般質問通告書として５月26日に提出してあります。その日から既に13日が経過しており、その間に各地でコロナウイルスワクチン接種に関する新しいニュースや対処情報が出ていますが、この質問は５月26日時点の状況に基づいています。

では、通告に従いコロナワクチンキャンセル分の扱いについて質問いたします。

高山村では、５月10日から現在、65歳以上の高齢者を対象に新型コロナワクチンの接種が進められています。本村では、接種日時を指定して対象の高齢者に連絡したので、予約に関する大きな混乱やトラブルは出ませんでした。しかし、ほかの市町村、クーポンが届いてから自分で予約を確保しなければならないシステムのところでは、電話はなかなかつながらない、５分で予約分が埋まってしまった、ネットですぐ満杯になってしまい予約できなかったなど、予約をめぐって混乱が続きました。パソコンやスマートフォンに慣れない情報弱者に厳しい状況が続きました。

それに対し高山村で採用した接種日時指定は、不毛な予約勝ち取り競争を避けることができ、65歳以上の方々にとっても、優しい方法だったと思われます。また、急なキャンセルが出たときに備え、キャンセル待ちの申込みの受付を放送で呼びかけもしています。しかし、キャンセル待ちに申

し込めるのは65歳以上の高齢者が対象です。

このような中、今年はネマガリダケ採りの入山規制を解除します。昨年はコロナウイルスの感染拡大で解禁をしませんでしたが、それまではネマガリダケ採りの遭難が毎年のように発生し、今も行方不明の方がいます。２年ぶりに入山が解禁されるので、例年より多くのネマガリダケ採りの人が訪れるかもしれません。入山者が多くなれば遭難の発生率も高くなります。遭難が発生すると、山に詳しい地元の山岳遭難防止対策協会の隊員が動員されます。遭難対策協会の方の話では、出動となれば現場は山の中、ネマガリダケがある藪や林の中を激しく動き回るので、マスクをすると大変苦しく、マスクをつけていられない。そして遭難者を発見すれば、救助のため相手を抱きかかえることや背負うことは当たり前。遭難救助の現場は人との接触が避けられない仕事なので、キャンセル分のワクチンを回していただきたいとの話も出ています。

ほかにも、保育園では職員が園児と接したり、抱いたりすることは避けられません。高齢者施設で働く方々も同様です。このようなことから、キャンセル分のワクチンを人命救助に携わる方々に回せないか村に尋ねましたが、ワクチン接種は65歳以上が対象者なので難しいとの返事でした。

しかし、その後、河野大臣の会見の中で、「批判を恐れてワクチンを廃棄することがないように自治体の裁量で有効活用してほしい。自治体がやったことで批判があれば私が責任を取る」と発言がありました。これを受けてか多数の自治体でキャンセル分ワクチンの有効活用が発表されています。消防士や小中学校の教職員、幼稚園、保育園、こども園の職員などに回すところが出てきています。長野市では集団接種会場のスタッフに回すと言っています。

ここまでが通告書の内容ですが、最初に述べたように、通告書を提出してからの13日の間に各地でワクチン接種にいろいろな対処、対応が試みられています。その中には、キャンセル分の活用に関するものも多数ありました。高山村も人命救助に携わる人や保育園職員へキャンセル分のワクチンを回すことを要望します。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

コロナワクチンキャンセル分の扱いについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の切り札として期待されておりますワクチン接種につきましては、去る５月10日から村の保健福祉総合センターにおいて、65歳以上の高齢者の皆様を対象に集団接種により実施しております。６月４日時点で村内の65歳以上の高齢者2,510人のうち、１回目の接種を終えられた方は41.2％に当たる1,033人でございます。また、５月31日からは２回目の接種も始まっており、現在のところ、心配されている副反応を起こされた方はなく、順調に接種が進んでいるところであります。

こうした中で、現在、国から提供されているファイザー社のワクチンは１バイアル当たり５回分、

もしくは６回分とされており、室温で解凍する場合、解凍及び希釈を２時間以内に行って、希釈後、室温で６時間以内に使用することとされておりますことから、いかにワクチンを無駄にせず使用するかが各自治体の課題となっております。

本村の高齢者の中にも、村から指定された接種日前に体調を崩し入院される方や、当日、自己都合により予約をキャンセルされる方もおられます。このため、村では、情報無線を通じて、高齢者の中で日程を前倒しして接種を希望する方の募集を行い、キャンセル待ちリストを作成した上で、連日、連絡調整によりキャンセルの穴を埋めながら、貴重なワクチンを破棄することなく対応させていただいております。

さらに国からは、高齢者のワクチン接種を７月末までに完了するよう各自治体に要請されておりますので、本村におきましても、７月末までに完了するためには現在の計画を若干早める必要があることなどから、対象となる157人の方に対して、当初、村からお示しした接種日を変更させていただくための通知を送付し、現在、日程調整をさせていただいているところであります。

そこで、議員御提言のキャンセル分のワクチンを人命救助に携わる人や保育園職員へ回すことについてであります。

これまで国では、国の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引に従って、国が公表した接種順位と接種時期に沿って実施するよう示しておりましたが、去る５月25日付で厚生労働省健康局健康課予防接種室から「新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取扱いについて」通知があり、この通知によりますと、「接種予約がキャンセルが出た等の理由で余剰となったワクチンについては破棄することなく、効率的に接種を行うこと」とした上で、「その対象者については、各自治体において地域の状況を踏まえ、幅広い対象を検討すること」と、従来に比べて柔軟な方針に変更されております。

しかしながら、村ではこれまでも貴重なワクチンを破棄することなく、ある程度のキャンセルを想定した上で、国の示す接種順位の高い65歳以上の高齢者を優先に接種を行っておりますので、当面はこれまでの方針に沿って、高齢者のワクチン接種を早期に完了するよう努めてまいりたいと考えております。

また、４月21日付で国から新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者への接種開始等についての事務連絡があり、これによりますと、高齢者の接種の完了を待つことなく次の接種順位となる64歳以下の基礎疾患を有する方や一般の方への接種に移行してもよいとしておりますことから、今後、高齢者のワクチン接種完了の目途がついた段階で、ワクチンの余剰が生じた場合は、次の接種順位となる64歳以下の基礎疾患をお持ちの方等の接種を、キャンセル分も有効活用しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、議員お話しの遭難対策協会の隊員の皆様へのキャンセル分のワクチン接種についてでありますが、現在、使用しているファイザー社のワクチンは、３週間の間隔で２回接種することを基本

としており、最も高い発症予防効果が得られるのは２回目の接種から７日程度とされており、さらに、体内である程度抗体ができるまでには１から２週間程度かかるため、１回目の接種から２週間程度はワクチンを受けていない方と同じくらいの頻度で発症してしまうと言われております。このため、遭対協の皆様の活動は危険が伴い、大変なご苦労をいただいておりますことは十分に理解しております。隊員の皆様に十分な免疫がつくためには、今年６月27日までの入山規制のことだけを捉えた場合は、日程的に間に合わないものと考えられます。したがいまして、現時点における予約のキャンセル分につきましては、あくまでも65歳以上の高齢者の接種を優先させていただき、その後は64歳以下の基礎疾患をお持ちの方等の接種に使用させていただくなど、貴重なワクチンを破棄することなく、一日も早く希望される全村民の皆様の接種が完了するよう、鋭意努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（松本　茂議員）

――――――６番　西條正純議員。

○６番（西條正純議員）

遭対協の方、ネマガリダケの遭難への活動を考えますと、確かに６月27日までということなんですが、その後も秋のキノコのシーズンもございますし、早めにやっておけばいろんな面で利点があるかとは思っております。村では順調に接種が進んでいるということもございますので、滞りなく村民に対して安心・安全な接種を心がけていただきたいと思います。

副反応についてですが、今の村長のお話の中で、５月21日から２回目の接種が始まっておるという中で、副反応の強い症状が見られないということで安心してはございますが、中にはこんなような情報もありますので、ひとつ気をつけていただきたいことがございますのでお話ししておきます。

副反応というのは、多くは接種当日から翌日に発生して１日間で済んでいたようです。村内で今のところほとんどないということですが、２回目に副反応が出た方は１回目よりも症状が少し重くなるというような話が伝わっております。ここで注意したいのが、夫婦で同じタイミングで接種することなんです。これはニュースで出てきたことなんですが、夫婦で同じタイミングで接種して発熱すると共倒れになる可能性があるということです。ある地方では、高齢者施設の利用者や従業者に一度にワクチンを接種したところ、同時期に発熱して、介護者によるケアが回らないという事態が起きたそうです。このような事例はまれなことだと思います。

高山村でも、夫婦が同じ日に接種をしていることは多いと思われます。可能性は否定できないです。ですから、２回目の接種のときは、１回目はどうだったか、１回目の副反応を確認して、夫婦ともに症状があるようなときは、夫婦の接種日をずらすなどの工夫をしていただきたいと、そのような工夫を求めます。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質問についてお答えいたします。

今、議員お話しの２回目の接種の後のほうが副反応が強く出ると、このようなお話があります。当然そういうふうに報道されております。また、そのようなことで村でも十分その体制はとっているつもりでございます。そして、私ごとで申し訳ありませんけれども、１回目の接種を６月３日にしました。その結果、全体としては事前の不安、あるいは周囲の皆さんの状況、そういうものから申し上げますと、先ほど申し上げましたように、本村では接種後の反応そのものは異常は余り届出はないと、このように把握しております。今、議員のほうからまれであるというふうな話がありましたけれども、その辺は十分に注意して、その体制をとっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――６番　西條正純議員。

○６番（西條正純議員）

これで私の質問を終わります。

○議　長（松本　茂議員）

以上で西條正純議員の質問を終わります。

――――――４番　湯本辰雄議員。

○４番（湯本辰雄議員）

それでは、通告に従いまして、山田牧場のにぎわいの場創出事業、施設建設について質問いたします。

昨年３月議会において事業化されました山田牧場のにぎわいの場創出施設建設事業は、12月議会において希少植物の存在確認などに不測の日数を要したため、年度内工事の中止が表明されました。これは奥山田野生植物研究会から当該地域にある植物の保護対策を講じてほしい旨の要望書が提出された。そのため、昨年秋に筑波大学の方々に植物調査を依頼された。ところが秋の調査では結論が出せないということで、この調査が今年にずれ込んだということもありまして、工事が中止されたというふうに聞いております。

それでは、なぜ不測の日数を要したのでしょうか。私は、その施設の内容や配置などの設計プロポーザルや、また日常の管理運営システムなど施設の建設計画全般にわたって地域の皆さんの同意を得られていたのか、また、拙速であったり、様々な疑問の声を拾うことができなかったこと、ここに原因があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。単に植物保護だけの問題であったのかということに私は疑問を持ちます。

例えば、足湯に浸りながら星を眺めるには旅館の照明で星が見にくいのではないか、冬に足湯の利用者はいるのか、山田牧場の事業者の日中は飲食と売店が中心ですので、そこに飲食ができる施

設建設となると売上げを奪い合うことにならないのか。また、その施設の売上げの中から人件費などの事業経費を賄うことはできるのかなど、これは当初から分かっていたのではないかというふうに思われます。また、そのため管理運営委託業者は辞任されてしまったという経過であります。

そして、つぎに12月議会において工事中止に伴う事業額の変更が行われました。土地の購入は進められましたが、土地代2,000万円でしたので、当初自主財源ということで、村の負担では400万円でよかったというものが、辺地債の返却に伴って1,600万円が自主財源からの支出増となったわけであります。２月の広報には、このことについての記載はありませんでしたので、指摘しておきたいと思います。1,600万円とは子どもの給食費の個人負担の軽減ができる大きな財源ではあったというふうに思います。

今後も新型コロナウイルス感染症が継続しますし、そのため山田牧場の観光事業等は大変厳しい期間も続きそうです。新施設建設で山田牧場に誘客増が期待できるのかという課題は、大変重いと思います。

そこで、これからの山田牧場のにぎわいの場創出施設建設事業の進め方について質問します。

１、希少植物の存在確認は今年行われるというふうに聞いておりましたが、いつ頃、またいつ頃報告はされるんでしょうか。

２番、今後の施設建設のスケジュールを教えていただきたいと思います。

お願いします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

山田牧場のにぎわいの場施設建設についてお答えいたします。

にぎわいの場構想につきましては、本村の強みであります豊かな自然を基本とする観光資源とともに、その豊かな自然を生かした高山村固有の産業や歴史・文化等の資源を有効に活用し、村内外から訪れるお客様の心と体を癒やすことのできる拠点を村内６か所に整備することにより、地域における産業の振興や住民福祉の向上とともに、さらなる地域の活性化を図ることとしております。

中でも山田牧場は、畜産農家の高齢化等による廃業や規模縮小に伴い、飼育頭数の大幅な減少などから、年々、放牧頭数が減っているほか、国内におけるスキー人口の落ち込みによるスキー客の減少、さらには奥山田温泉における宿泊業者の廃業などにより、山田牧場の存続自体が危惧されているところであります。

このため、村の宝でもあります山田牧場が以前のように何とか活気を取り戻してほしいとの思いから、現在、山田牧場を最優先に、にぎわいの場の整備に取り組んでいるところでありますが、昨年の６月に愛知県内にお住まいの理学博士が代表を務める奥山田野生植物研究会の皆さんから、整備予定地内に自生する植物の保護対策を講じてほしいと、324名の署名を添えた要望書をいただき

ました。

このため、志賀高原ユネスコエコパークへの全村登録をしている村としても、自然との共生は十分配慮しなければならないものと考え、これまで研究会の皆さんと幾度となく協議を重ねてまいりました。特に研究会の皆さんからは、建設予定地内に多くの貴重な植物が自生し、その中に施設を建設するのであれば、限られた場所しかないとのお話がありましたことから、村といたしましては移植等も含めて協議を行ってまいりましたが、御了解が得られなかったことなどから、やむを得ず年度内に着手することは困難であると判断し、昨年の12月議会で関連予算を減額させていただいたところであります。

このような経緯を踏まえて、村では、専門的な見地から植物保護についての見解をいただけないかと模索していたところ、筑波大学の山岳科学センター菅平高原実験所の先生が村内の樹木調査で訪れておられましたので、御相談を持ちかけたところ、快く調査を引き受けていただけるとのことから、昨年の９月議会に調査に関する経費を予算計上させていただいたところであります。

そこで、議員御質問の貴重な植物の存在確認はいつ行われるのかとのお尋ねでありますが、建設予定地内の植物につきましては、その植物が遺伝学的に貴重で保護しなければならないものなのか、あるいは単によそから移植されたものなのか、または奥山田地区に多く自生しているものなのかなど、その希少性について現在調査中であり、調査完了の時期は遅くとも８月末を予定しておりますので、調査完了後は速やかに関係の皆様などに御説明を申し上げることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、このたびの調査に当たっては、依頼した時期が植物の花が散ってしまった後で、中には春や夏の花を調査してからでないと種類等を特定できないものもありましたので、完了を８月末としたところであります。

次に、詳細設計などの今後の施設建設スケジュールでありますが、村では、本年２月号の広報たかやまで山田牧場ににぎわいを取り戻すための提案や御意見等を募集し、いただいた御提案等のほか、筑波大学の希少植物に関する調査結果を踏まえた上で、にぎわいの場構想検討委員会や地元の山田牧場区、研究会の皆様などと協議を予定しております。

さらに、建設予定地に近接して、かつて民間の方が経営されていた宿泊施設を取得され、新たに事業を計画されている事業者がいらっしゃいますので、その事業者の計画をお聞きし、整合性などを図りながら、両施設が連携してにぎわいを取り戻すことができるような検討も併せて進めたいと考えております。

また、前年度においてプロポーザル審査で決定し委託したにぎわいの場施設の設計業務につきましては、本年度への繰越事業とさせていただいておりますことから、今年度中に設計業務の完了を目指しているところでございます。

このため、できる限り早い段階で整備に関する方針を打ち出し、その方針に沿って設計業務を完

了した上で、予算の確保や財源となる起債についても県などと協議を進めてまいりますとともに、自然公園法の届出などの許認可を済ませた上で、できれば令和４年度中の着手を目指してまいりたいと考えております。

しかしながら、関係者の皆様などとの協議が長引くなど調整に時間がかかりますと、その後の行程に遅れが生じてしまいますことから、今後、議会の皆様や村民の皆様の御了解をいただけるよう丁寧に説明申し上げ、再び山田牧場ににぎわいを取り戻せるよう、山田牧場区など関係の皆さんと連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――４番　湯本辰雄議員。

○４番（湯本辰雄議員）

再質問いたします。

今のお答えによって、丁寧に今後も進めるという話をされているわけですが、１つ、今までの議会の中で村長も話されていましたけれども、旧仙人小屋の扱いについてちょっともう一度聞きたいと思っています。

今の答弁でもありましたが、旧仙人小屋の持ち主が村内の方というようなこともあって、株式会社山田牧場になったという話を聞いております。それがそうなったもので、それを踏まえて新しい施設建設をするということなんですが、一民間の業者が新しく牧場に存在するようになったというふうに考えていいのかというふうに思うんですよ、そうすると、一民間の方がある意味どういう事業をされようとも、１つ業者が増えたという程度でいいのかというふうに私としては思ったりするわけですが、その辺り少し詳しく、今後の施設建設の関係でどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議　長（松本　茂議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

今、近接する民間のかつての宿泊事業者ということで具体的なお話が出ましたが、旧仙人小屋さんを取得されたということでございます。仙人小屋さんの場所が道を挟んだにぎわいの場の候補地といいますか、整備予定地でございますので、当然、目的は山田牧場に再びにぎわいを取り戻すということでございます。このにぎわいの場構想を検討した段階、昨年の３月の議会で予算をいただいた段階では、まだ仙人小屋さんが休業中であったということでございまして、その計画に入っていなかったということでございます。

山田牧場、だんだん宿泊施設が減ってきている中で、新たに利用していただけることは大変ありがたいことでございます。例えば、その中で連携を取りながらやっていくということでございますので、今、仙人小屋さんを取得された事業者さんは、この秋を目指して創業しようとしておるとこ

ろでございます。ですから、当然その事業者さんが考える経営方針、それから何を売りにしていくかということも踏まえた中で、例えばその施設がにぎわいの場とダブっているようであれば、その部分は外させていただいたり、要は、両方がうまく連携しながら人を集められる、そういった施設になるようにやっていきたいということで、今後そういう関係者の皆さんとも話をさせていただいて、さらに牧場区全体の中で再びにぎわいを取り戻せるようにやっていきたいということでございまして、先ほど答弁させていただいたのは、そういった意味で関係者とも協議をさせていただきながら進めるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――４番　湯本辰雄議員。

○４番（湯本辰雄議員）

再々質問ということになりますか。

今の答弁を聞きますと、ある意味、単に民間の業者というよりも、それこそ村内のいろんな事業に影響を与えそうな方で、そのために村もいろいろ研究するんだというような話だと思うんですよ。そうすると、例えばその方が規模が大きいというようなこともあるのかもしれませんが、従来の牧場、現在営業されている皆さんの、ある意味では小さくてもということも含めて、長く事業をされている方々の声というのは逆にどうなんだろうという面もあろうかというふうに思います。新たに事業をされる方の意見のほうが強くなるということはないのかというあたりをちょっと危惧いたします。

それで、そういうことになったとすれば、先ほどの答弁でもありました令和４年度の事業化に向けて、今年度は努力するというような話だったと思いますが、それこそ改めて白紙に戻して、そして今年の２月の広報でも村内の皆さんからたくさんの意見をいただいております。ですので、その皆さんの意見も踏まえて、ぜひ一旦白紙に戻して、それそこ先ほど答弁であった、昨年のプロポーザルをつくられた業者さんのほうは継続してやるというような話だったと思います。ですから、業者が継続してあっても中身が変わるということはあろうかとは思うんですが、その辺り同じ業者さんに頼んでいいのかというような問題もあるかというふうに思います。

それで、当面、牧場の観光事業もコロナで大変厳しいだろうというふうに思いますので、村民の皆さんの知恵も含めて、ぜひ改めて一旦白紙に戻して、それこそ新しい施設を建設した後の維持管理問題もあったと思うんですよ、牧場の皆さんの協力を得なければできないという問題もあったと思います。その辺りもしっかり踏まえて、牧場の皆さんの合意を取っていただくということも併せて、一旦白紙に戻して検討していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議　長（松本　茂議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

この議会でも村長等が答弁させていただいておりますが、このにぎわいの場構想の山田牧場に関しましては、村が勝手に進めているわけではございません。地元の皆さんと、私が会議に参加しただけでも20回以上は参加させていただいて、そして２年前、議会に要望書も出させていただいた中でやっていったところでございます。

ただ、その中で、その後においていろいろ齟齬が発生してきているところはありますが、ただ、区の皆さんほとんどの方が、やはり山田牧場区、ものすごく危機的に感じているということでございます。本当に白紙に戻して、また何年もかけてやったところで、いいものできるかもしれないんですが、どんどん事業者さんも減ってきている中、コロナで大変疲労している中で、事業者がどんどん減ってきてしまうということでございます。この大変危機的な状況の中で何とか進めていきたいと。

多少の軌道修正はさせていただきながらも、やはりにぎわいを取り戻すということが一番大事な話になりますので、それについては丁寧に皆さんに説明をさせていただくとともに、やはり山田牧場区との話を進めさせていただいて、山田牧場で事業している方がいらっしゃる、その人たちがなりわいとしてできるようにしていくためには、当然今まで蓄えてきたものを踏まえた中で、見直すところは見直ししながら、できるだけ早くそういった構想といいますか、整備に着手できるようにしなければいけないんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――４番　湯本辰雄議員。

○４番（湯本辰雄議員）

ありがとうございました。

最後に、ちょっとこれは問合わせというようなこともありますが、今年のブロック懇談会はどのようになるのかというようなことがあろうかと思います。村長には、やはり村民に直接説明していただける機会を何とかつくっていただければというふうに思います。

併せて、今牧場にあるカリヨンホールの鐘が何か故障しているというような話もあります。牧場にのどかな音を響かせる鐘ですので、ぜひこちらのほうも修理などしていただければというふうに思います。

そして、今の答弁にもありましたが、丁寧に、牧場の皆さんの合意をしっかり得られるような施設建設というようなことを、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上で終わりにします。

○議　長（松本　茂議員）

以上で湯本辰雄議員の質問を終わります。

――――――２番　髙井央葉議員。

○２番（髙井央葉議員）

通告に従いまして質問いたします。

１問目に、山田牧場のにぎわいの場を取り戻す方策として集まった御提案についてお尋ねします。

今年の広報２月号で、にぎわいの場構想についての説明や現状、これまでの取組などを伝えるとともに、山田牧場ににぎわいの場を取り戻す方策等を募集しますということで３月末まで募集され、様々な御意見、御提案が寄せられたと伺っております。にぎわいの場構想については、これまでも新聞や広報などでも取り上げられ、高い関心が寄せられていたかたと思いますが、この広報では、その内容などがより詳しく分かり、さらに意見や提案を募集するということで、村民の皆さんの間でも話題になったと思います。

そこで、お尋ねします。

広報では、皆様からの御提案を頂戴しながら具体的な内容を決定していく方針とありましたが、先ほど湯本議員への答弁では、協議予定とのことではありましたが、具体的な方法などは示されていませんでした。今後、内容を決定していくに当たっては、時間も限られる中ではございますが、寄せられた御意見、御提案に対してはどのような対応をされていくのか、その具体的な方針とスケジュールなど決まっていましたら、お聞かせください。

○議　長（松本　茂議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

にぎわいの場を取り戻す方策についての御提案についてお答えいたします。

先ほど湯本議員にお答えした内容と重複するところもございますが、よろしくお願いいたします。

本年２月号の広報たかやま等に掲載いたしましたとおり、現在、山田牧場が抱える課題について、村民の皆様に分かりやすくお知らせするとともに、それらを克服して、再び山田牧場ににぎわいを取り戻せる方策などについての御提案等を募集いたしましたところ、山田牧場に思い出等のある村民の皆様を始め、県内外の皆様など27名の多くの方からそれぞれ貴重な御提案や御意見等を頂戴いたしました。

いただいた御提案の中には、複数ページに及ぶボリュームのあるものや、前向きに考えている御意見など様々なお考えをお聞かせいただき、このたび集約をさせていただき、広報６月号にその内容を掲載することといたしました。

そこで、まず、にぎわいを取り戻す方策の提案につきましては、今回、村が取得した用地に関することや、山田牧場全体に関すること、さらには山田牧場以外に関することなど、大きく分けて３つに分類させていただきました。

具体的には、村が取得した用地内にはベンチの設置や散策コースの整備など、比較的事業規模の小さいものから、植物保護のため足湯をテラス形式にしたらどうかなどといった御提案がございました。

一方、山田牧場全体を捉えた御提案では、モータースポーツを誘致して聖地化を図るといったことや、天体観測所やプラネタリウムの建設、ジップラインの設置など事業規模を大きく捉えられており、集客にはつながる可能性はあるものの、実現には時間や経費がかかりそうな提案もございました。

さらに、山田牧場以外の御提案では、県道の狭隘箇所を整備して大型車両同士が容易に通行できるようにしてほしいなどといった御要望もございました。

一方、にぎわいの場整備に関する御意見としましては、山田牧場に多額の村費を投入することに対する御意見や、完成後の足湯などの施設の維持管理費に対する心配等の御意見、さらには人工物はつくらず、静かな牧場であってほしいなどといった御意見が寄せられております。

なお、課題が山積している山田牧場そのものを廃止すべきとの御意見は少数でございました。

このようなことから、村といたしましては、貴重な御提言や御意見などを踏まえ、山田牧場が今後とも存続していくためには、大切な自然を生かしながら牧場での事業でなりわいを営んでおられる方々との共存を図り、再びにぎわいを取り戻していけるようにしていく必要があるものと考えております。

そこで、議員御質問の御提案等を今後どのように対応していくのかについてでありますが、現在調査を行っていただいている筑波大学の希少植物に関する調査結果が８月末頃に報告書をいただくことになっておりますので、この調査結果を踏まえ、今後、にぎわいの場構想検討委員会や地元の山田牧場区、奥山田野生植物研究会の皆様等と協議を重ねていく予定であり、今回頂戴いたしました御提案や御意見につきましては、その話し合いの場においてお示しし、できる限り御提案等を計画に反映してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回頂戴いたしました御提案等につきましては、先ほども申し上げましたが、今月15日発行の広報たかやま６月号及び村のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――２番　髙井央葉議員。

○２番（髙井央葉議員）

ありがとうございます。

分かりやすくお知らせするということはとても広報のほうよかったと思っております。

また、寄せられた内容について、広報で周知していただけるということで、とてもいいと思っております。

先日、娘が「山田牧場とてもよいところだからもっとたくさんの人に来てもらいたい」というような話をしておりました。山田牧場、ひいては高山村がにぎわってほしいということは村民の皆さんも同じように思っているところだと思っております。たくさんの御意見やいろんな方面からの御

提案をまとめていくというのは大変なことですけれども、計画に反映していただけるということで、いろんな人と話をしながら、よりよいものができるようにしていっていただけたらなと、十分な検討の場を設けてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

○議　長（松本　茂議員）

髙井議員に申し上げます。コロナ対策のため、ここでしばらく休憩したいと思います。

ただいまから議場内換気のため10分間休憩いたします。

午前10時50分　　休　憩

午前10時58分　　再　開

○議　長（松本　茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――２番　髙井央葉議員。

○２番（髙井央葉議員）

先ほどに続きまして、２点目の質問をさせていただきます。

生理用品の無償配布について質問をさせていただきます。

近年、生理の貧困問題が急速に表面化してきました。これまでも困っている人はいましたが、デリケートな事柄だということや個人差があることで、男性にはもちろん、女性同士でも困り感が共感されずに言えない雰囲気があったり、また困っている本人も、自己の問題だと我慢するのが当たり前というような風潮がありました。しかし、コロナ禍における収入の減少や家庭環境の変化などにより困っている人が増えてきたこと、そしてこの問題は女性だけの問題ではなく、社会全体の問題だと認識が変わり始めたことで、ようやく対策が広がってきました。

生理は確かに女性にのみ起こる生理現象ではありますが、生理なくしては人類はあり得ません。女性自身でもコントロールすることは難しく、肉体的・精神的、そして経済的にも負担のかかるこの問題を支援することは、女性の健康や尊厳、教育の機会などを守り、男性を含めた社会やジェンダー平等などの課題を解決していくことになると思います。

昨年頃から海外で生理用品の無償配布がされ初め、今年に入ったあたりから国内でも取組を始めた、もしくは検討している自治体が内閣府の調査で250余りあるそうです。長野県内でも５月中旬時点で11の市と５つの町で実施もしくは検討されているそうです。

そこでお尋ねします。

村では生理用品の無償配布による支援ができないか。また、もし支援できるとしたら、それはどのような対応を検討されているか。そして、できれば貧困ということにとらわれず、健康・尊厳・教育の機会を守るという観点から心身ともに大切な成長の時期に当たる小学生、中学生の学校のト

イレへの生理用品の設置ができないか、お伺いしたいと思います。

○議　長（松本　茂議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

生理用品の無償配布についてお答えいたします。

１番目の無償配布の対応につきましては私からお答えさせていただき、２番目の小中学校トイレへの配備につきましては教育長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

「生理用品を軽減税率対象に」というオンライン署名から誕生した団体である「＃（ハッシュ）みんなの生理」は、生理の貧困の実態を明らかにしようと、高校、短期大学、大学、大学院、専門学校及び専修学校などに在籍する671人からアンケート調査を行ったところ、過去１年間に金銭的な理由で生理用品の入手に苦労した若い学生の割合は20％に上ることが明らかになり、この結果を今年３月４日のＮＨＫの報道番組で取り上げられたことにより、急速に注目を集めることとなりました。

このアンケート調査結果が公表された３月４日、参議院予算委員会でもこの問題が取り上げられたことを受け、政府は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で孤独や困窮状態にある女性を支援するため、３月23日の閣議で2020年度の予備費から約13億5,000万円を地域女性活躍推進交付金に充当することを決定し、その使途を生理用品の無償配布に追加することといたしました。

こうした国の動きを踏まえて、生理用品の無償提供を始める自治体が全国的に広まり、長野県内におきましても幾つかの市や町が災害備蓄品等を活用して応急的に無償配布を始めております。

そこで、本村での生理用品の無償配布の対応についてとのお尋ねでありますが、現在、村では災害備蓄品として生理用品を備蓄しておりませんので、応急的に生理用品を無償配布できる状態にありませんが、今年度の当初予算の災害救助一般経費において生理用品に関する予算を計上させていただいておりますことから、今後、本村の実情等を見極めた上で、無償提供について検討してまいりたいと考えております。

なお、無償提供する場合にあっては、議員お話しのとおり大変デリケートな問題でありますことから、無償提供している自治体の事例などを参考に、慎重に対応してまいりたいと考えております。

一方、こうした生理の貧困問題のほか、村ではコロナ禍で経済的に困窮されている子育て世帯の方に対し、国の子育て世帯生活支援特別給付事業による５万円の支給に加え、村単独事業として国の第３次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した子育て世帯生活応援給付金給付事業により、所得の低い子育て世代を支援させていただくため、国と同額の５万円を支給させていただくよう今定例会に提案申し上げましたので、御協力をよろしくお願いいたします。

そうした中で、生理の貧困をめぐっては、近年、世界各地で大きなうねりが起きており、制度や法律を変える動きもあると言われております。そのようなことから、村といたしましては、生理の

貧困は単に経済的な貧しさや格差の問題だけでなく、人の尊厳に関わる問題でありますことから、その支援方法等も含め、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

私からは、小中学校のトイレに生理用品を置くことについてお答えいたします。

心も体も大きく成長する小中学生の時期に、自分の体の変化を正しく理解し、体を大事にしていくことは大切なことであります。

学校におきましても、体の健康管理や身の回りの衛生保持等とともに、性に関する指導の観点から、体の成長や変化について指導し、体を大切にしていこうとする意識を高めています。

具体的に、小学校低学年では「体や身のまわりの清潔」、「男女なかよし」、４学年では「育ちゆく体」、高学年では「心の発達」や「体のつくりと働き」等について学んでいます。中学校では、「第２次性徴」や「性衝動」、「性感染症やこれからの生き方」等について、それぞれの発達段階に応じた指導を行っております。

また、性に関する指導は、各家庭の御理解と御協力が不可欠であり、学校においては授業参観に合わせて性に関する指導の授業を行い、学校と家庭との共通認識を図るようにしております。

そこで、議員御質問の体を大事にするという観点から、体や心の成長に大事な時期でもある小中学校のトイレに生理用品を置くことについてでありますが、成長段階にある小中学生は心や体の発達は１人１人大きく異なり、その違いを踏まえた指導が必要であります。

生理用品については、それぞれの子どもの成長に合わせたきめ細かな指導とともに、自分の体の変化に関わる戸惑いや不安についても丁寧に話を聞き、適切な指導をしていくことが大切であります。そのため、学校では生理用品等を保健室で保管し、必要に応じて使用することができるようにするとともに、子どもたちの悩み等の相談に応じて子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように支援体制を整えております。

また、生理用品をトイレに配備することは、管理面・衛生面からも適当でないと思っておりますので、これまでどおり学校の保健室に置くことが適切であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、小中学生の時期は心も体も大きく成長し、その変化に戸惑う一方で、性に関する多様な情報は身の回りにあふれており、不適切な情報に惑わされたり、悩んだりすることも少なくありません。そのような中で、体や心の発達、男女の体や性の違いを正しく理解し、自分の体だけでなく、男女互いの体を大事にしていこうとする意識を育てていくことは非常に大切なことであり、性に関する指導の重要性は増しております。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校と連携を図りながら、自分の体も他人の体も大事にし、命を大切にする教育を進め、子どもたちの健全な成長を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――２番　髙井央葉議員。

○２番（髙井央葉議員）

ありがとうございます。

生理用品の無償配布の件で、現在、災害備蓄品としてないということにちょっと衝撃を受けました。災害時は皆大変な状況で、ただ、生理というのは自分でコントロールすることはできないと先ほど言いましたけれども、いつ、どうなるか分からないというのが生理です。災害備蓄品として速やかに対応していただきたいと思います。また、ほかの自治体を参考に無償配布について考えていただけるということなので、今後丁寧に対応していただきたいと思います。村単独の支援ということで５万円の支援も今回の予算に出ていますけれども、必要な方に確実に届くようにしていただきたいと思います。

小学校、中学校についてのことですけれども、今、生理用品がない場合は保健室でということは分かっているんですけれども、トイレに行って、なってしまった、その状態でどう保健室に行くのか、そのときに手元になかったら生理用品をつけない状態で１回トイレを出なきゃいけない。それは子どもたちの心に与える影響はとても大きいんじゃないかと思っています。そのときに手元にあるだけで、一つ守れるものがあると思うんです。ぜひそれも考えていただきたいと思います。

小中学生というのは、先ほども申しましたとおり、体も心も変化がとても大きく、悩みもどんどん繊細に、複雑に多様化していきます。また、生理の問題はとてもデリケートで、友達にも言えない子、母にも言えない子、まだまだ多くいます。でも、生理用品は女性が健康に過ごすために必要不可欠なものです。その生理用品が学校のトイレにある、それは繊細で複雑な悩みを抱える子どもたちにとって、あなたのことが大切だよというメッセージの意味もあります。自分を大切にすること、周りを大切にすることを伝え、その先の社会でのハラスメントを減らし、命を大切にすることにまでつながっていると私は思っています。

きめ細やかな性教育をしていただけていることはとても感謝しております。小さな一歩ですが、その先に広がる未来のために、村としても子どもたちの健康で大切な成長のために、ぜひとも実施していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議　長（松本　茂議員）

以上で髙井央葉君の質問を終わります。

――――――１番　黒岩清道議員。

○１番（黒岩清道議員）

通告に従い質問いたします。

私からの質問は、村の文化交流施設についてであります。

文化交流施設については、10年ぐらい前から公民館の建て替えを含めて在り方について検討されてきました。その後、数年前には応援隊とか語る会など様々なところで意見交換をされてきたと思います。私も一時期、参加することがありました。しかし、どうも村との情報共有がなされていなかった、そんな感じを感じ取り、また箱物をつくる方向に流れが傾いていたように非常に疑問に感じて、参加を取りやめた経過があります。

その後、村のアンケートの調査で行われた中に、「公民館を建て替えますか」という問いかけに、補足として、建設費が１階建ては10億、２階建ては20億、３階建ては30億と書かれていた記憶があります。当然、建設費が高額であると、建て替えではなく改修して使用する、そういう方向になってきました。当時、将来の子どもたちに借金を残さない、そういう声が多かったと私は記憶しております。

平成30年の村づくりアンケートの調査の中では、今後どのように施設整備を進めていくべきかという問いに、建設が必要になったときには、ホール、図書館など全てを見直すという項目が一番多かった回答になっていました。それを基に第６次総合計画では文化交流施設の在り方について議論を深めつつ、生涯学習、文化交流を行う施設の整備充実を図りますと書かれています。

そこで、３つほど質問させていただきます。

現在の公民館は昭和54年建築です。築43年ほどたっていますが、耐震性を含め、安全面も含め、今後何年使用できると考えておられますか。

２つ目は、「公民館を建て替えますか」という質問に、当時、補足として書かれていた高額な建設費のこの金額は何を基にして算出されたのか教えてください。

３つ目は、検討を始めた当時は七千五、六百人、当時8,000人に人口を持っていこうという声もあった時期です。しかしながら、現在は6,800人というところに減少しています。今後、人口が減少していった先には、村の財政もやはり減少している。建て替えが必要になったときには建て替えができない、そんな心配を感じました。だからこそ、今から施設の在り方を、不足している避難場所のことや、また人との待ち合わせ場所、村民が集う場所、または村の公共交通機関、村民の足のバスステーションなど、総合的・多目的に使える施設を、将来の村民のために今から検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議　長（松本　茂議員）

――――――山﨑教育次長。

○教育次長（山﨑久志）

村の文化交流施設についてお答えいたします。

村の文化交流施設につきましては、平成22年度を初年度とする第５次高山村総合計画の基本構想において村民ニーズに対応した公民館や一茶館等の文化施設の在り方について検討を行い、生涯学習や文化の拠点としての施設整備を推進するとし、前期基本計画においては、仮称・文化振興検討委員会を設置し、多面的視点から検討を行い、地域文化の創出拠点としての施設整備を図るとしております。

これを受け、村では高山村文化振興懇話会を設置し、各専門分野の委員10名と文化振興アドバイザー１名によって、平成22年８月から平成24年２月までに計９回にわたって会議を開催し、村内の文化・芸術活動の調査及び県内の先進地視察を実施し、文化施設の現状と今後の在り方を多面的視点から検討し、報告書としてまとめていただきました。

この検討報告では、主体的に学べる地域文化の創出拠点となる生涯学習推進センターと位置づけた社会教育施設としての活用や、新たに多目的文化ホール・ギャラリー、図書館機能を持った質の高い文化施設構築の提案のほか、一茶館、歴史民俗資料館などの施設に対しても現状を認識した上で、さらなる利活用を図るための要望がされました。

平成24年度には行政懇談会や高山村文化振興シンポジウムを開催し、翌平成25年度には文化振興セミナーを開催し、第５次総合計画後期基本計画に意見を反映させるため、「たかやま未来会議」や「たかやま文化芸術の未来を語ろう会」を開催してまいりました。

これらの会議を通して集約された意見等をまとめ、平成26年度に策定された後期基本計画に「新たに文化交流ホール・ギャラリー、図書館機能などを備えた本村にふさわしい文化・創造・交流・学びを高める文化芸術活動の拠点施設の整備を推進します」と明記されました。

また、平成27年度には、新たに設置された高山村文化・交流活動拠点施設整備構想検討委員会において検討が重ねられ、平成29年３月に村に答申書を提出していただきました。村では、その答申書を尊重し、同年７月に文化・交流活動拠点施設基本構想を策定し、概算建設費を始め、補助事業や有利な起債など建設費等が村の行財政運営に与える影響などについて長期的な視野に立って検討を行ってまいりました。

さらに、平成29年11月にはブロック行政懇談会において村民の皆さんへ説明させていただき、併せて広報紙やホームページに掲載し、御意見などを伺ってまいりました。様々な御意見をいただく中で、第５次高山村総合計画の主要施策に盛り込まれた重要な施策ではありましたが、概算建設費の試算から、かなりの財政負担が必要であり、かつ大規模な事業でありますことから、福祉施策や教育、道路等のインフラ整備など、住民生活に及ぼす影響等を十分に考慮した上で慎重に検討すべきと判断し、要望が多く緊急性の高い子育て支援センターを切り離し、早期の着工をし、令和２年４月に保健福祉総合センターの一部を改修し、開所式を行い、新たな子育て支援センターとしての御利用をいただいているところであります。

そのようなことから、村といたしましては、引き続き文化振興を始め、福祉、教育、産業振興な

どを総合的に進めていくため、第６次高山村総合計画の策定に合わせて、文化交流施設の基本構想を見直すこととしたところであります。

そこで、現在の公民館は耐震性や安全面から、今後何年使用できると考えているかとのお尋ねでありますが、高山村公民館は社会教育や地域文化の拠点施設として昭和54年４月に開館し、現在、42年目を迎えております。

この建物は地下１階・地上３階の鉄筋コンクリート造りで、開館当時は保健センターとしての機能も有しておりました。その後、27年が経過した平成18年度に行った公民館の耐震診断では、調査の結果、判定基準を満たしており、補強の必要がないと認められたところであります。

ただ、この診断後、さらに14年という年月が経過していることなどから、部分的に補修が必要になっている箇所も見受けられますので、今後、確実に何年使用できるとは一概に申し上げられませんが、単に法定耐用年数だけを捉えて申し上げますと、建物が鉄筋コンクリート造りの場合は、用途によって異なりますが、長いもので50年と言われておりますので、単純に計算しますと残り８年余りということになります。

しかしながら、村といたしましては引き続き施設の保守点検を行って必要な修繕等を行いながら、施設の長寿命化を図るとともに、清潔で安全な施設管理に努めてまいることとしております。

次に、公民館の建て替え建設費算出の根拠についてのお尋ねでありますが、平成29年のブロック行政懇談会や広報紙でお示しいたしました概算建設費及び維持管理費の試算につきましては、文化・交流活動拠点施設基本構想に基づいて施設内容を文化交流ホール、固定席350席、移動席40席、図書館、多目的室、交流スペースなど、ほぼ同一とした条件のもとで建築設計会社に委託をして算出していただきましたところ、その結果、平家建ての場合は25億4,800万円、２階建ては26億8,400万円、３階建ては33億9,800万円という試算でありました。

次に、人口減少や財源不足などにより公民館の建て替えができなくなる心配があるので、改めて文化交流施設の在り方を早期に検討すべきとの御提言でありますが、平成22年の国勢調査による本村の人口は7,563人で、令和２年の国勢調査の速報値による人口は6,626人と、この10年で12.4%、937人が減少しており、今後も本村の人口は減少していくものと思われます。

このような状況の中において、公民館の建て替えや文化施設の建設ができなくなるのではないかとの御心配でありますが、村では公民館における課題を整理するとともに、改修または建て替えを判断する時期を迎えておりますことから、これまでの議論などを踏まえ、今後の施設整備を検討していくための委員会を立ち上げ、具体的な計画策定につなげていければと考えております。

一方、財政的な観点から申し上げますと、文化交流施設の整備に当たっては、余り有利な財源が期待できないことなどから、現在、村におきましては文化交流施設整備のための基金を毎年積み立て、建設時に備えているところであります。したがいまして、文化交流施設の整備につきましては、第６次高山村総合計画の基本計画にありますように、本村にふさわしい文化・創造・交流・学びを

高めるための拠点施設としての公民館ホールや図書館などの整備について、村全体の合意形成を図りながら取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――１番　黒岩清道議員。

○１番（黒岩清道議員）

答弁ありがとうございました。

今までの流れ、私の記憶もちょっとおかしかったのかな、アンケートというところ、ブロック行政懇談会というところが抜けていましたが、あと何年という１番目の質問については、耐震からいくと本当にあと数年ということも事実であります。

また、その建設費に関して、ブロック行政懇談会に出された350人の客席というのも、私の中では高山村らしいというのを当時からも言っていたのですが、どうしても350人、400人もの席を固定しての集約をすると、これは多目的に使えない、避難場所にもならないという御意見を言ったんですが、なかなか通してもらえなかったのも現状だと思います。

正直なところ、そういうことも考えて、見積りが建てかえをしないようにという金額だったのかなと。私が先ほど述べた１階建て10億じゃなくて24億ですか、２階建てが20億と思っていたのが26億、３階建てで33億という見積りだったということですが、この検討委員会の中では相当視察に行っているはずです。松川村、富士見町、いろいろなところを見に行っています、検討委員会の中で。その中でも、やはり総工費幾らというのを全部聞いているはずです。それがやはり反映されていない。これは村民にとって、こんな高額なものがというものを植え付けられたのかなと私は感じております。

平成29年に木曽町の文化交流センター、私個人的にちょっと視察に行ったんですが、３階建てです。ロビーは皆さんが打合せできるようなテーブルがあって、図書館は４万冊という広大な広さを持っています。子どもたちが遊べる場所、学生が勉強できる場所、そういう場所になっています。２階、３階の半分が会議室大・中・小、和室、調理室、半分がホールになっていました。当然、多目に使うために、当時からでもやはり可動式の客席です。300人収容。

ここで、１階に事務所があったんですが、教育委員会の事務所ですが、資料をいただきました。総工費はといったら14億5,000万です。ええっ、高山での見積りの半分。どういう計算をしていたのかな、高山はという感覚に陥ったのが事実です。そういうことも含めて、やはりリサーチをちゃんとして、村民にも正しい意見を伝えていかなければいけないと思います。

今、移住・定住も考えているところで、高山は環境が非常にいい、そういう声は聞かれます。子育てにも保育園、小学校、中学校、非常にいいと聞かれますが、ちょっとした打合せをする場所、人が集う場所の公民館というのがちょっと不審に思われる、デメリットになっているんではないかなと思っています。

そういうことも考えて、今後検討していくということで委員会も立ち上げていくということなんですが、この審査をしたのは震度何度までの耐震を基準としてやっているのか。今現在、高山では地震がありませんが、東日本大震災の予震でも震度５強、栄村でも震度６という状態です。私たちも今意識はないと思いますが、２年前、３年前は元富士での噴火、またその後の高山村と群馬との県境での震度１程度の地震がありました。ずっと続きました。大きな地震の前兆なのか、それとも噴火なのか、そういうことも当時は言われていたことです。

実際に耐震で大丈夫だよと言われても、いや、実は震度４までしか、５までしかもたない、実際で震度６になったら駄目なのか。そういうこともやはり皆さんの中で考えておく必要があると思うので、再質問として、震度どのぐらいを算出していたのか、その基準となるものが震度幾つなのか。また、その検討委員会もいつ頃から進めていくのか、この２点を再質問いたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――山﨑教育次長。

○教育次長（山﨑久志）

ただいまの再質問に対しましてお答えいたします。

まず１点目、平成18年度に実施しました耐震診断の基準に関わる内容でございます。

高山村公民館は昭和54年開館となってございまして、その耐震の判断基準となります基準が昭和56年６月から見直しがされているところでございますが、今回の診断につきましては震度６強には耐え得るということでの、その当時の判断結果を受けてございます。それを踏まえましても、今後、定期的な保守点検等も実施する中で長寿命化を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして２点目、今後の委員会立ち上げに関する内容でございますが、現時点におきましては、具体的なスケジュールはまだ未確定となってございますが、議員各位、また公民館の利用者の皆様方等の御意見をお聞きする中で、委員会のほうの立ち上げを進めていきたいというふうに考えておりますので、何分、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――１番　黒岩清道議員。

○１番（黒岩清道議員）

ありがとうございました。

震度６強という言葉だけでも少しはほっとしたかなと。分かりませんと言われたらどうしようかなと思ったんですが。そんな形で、現状がこういうことであるということを皆さんも分かっていただいて、検討するにもやはり３年、５年はかかってきます。築50年までと考えたら、あと７年、８年となるとぎりぎりのところだと思います。そういうことも考えながら進めていただきたいと思います。

その進めるについても、今現在、本当にコロナ禍の中で、高山村も非常にワクチン接種も進んでいます。先月から１回目、２回目も今月からという形で、非常に順調に進んでいます。これに関しては医療従事者またはそこに携わる職員の方々の御努力、これは頭が下がる思いでございます。でもコロナが落ち着いてからという形で行くよりは、やはり将来を見て、明るい将来のための高山村をつくるという意識の中で前向きに検討していただくことが望ましいかなと思っております。

私からの質問は以上です。

○議　長（松本　茂議員）

以上で黒岩清道議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

これより本休憩といたします。会議は午後１時から再開いたします。

午前11時38分　　休　憩

午後１時00分　　再　開

○議　長（松本　茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――３番　柴田弘男議員。

○３番（柴田弘男議員）

通告に従い、質問いたします。

内山村長公約のにぎわいの場創出事業について伺います。

午前中に湯本議員からも質問がありましたが、重複するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

本村は、松川渓谷や美しい自然や農村景観など資源に恵まれ、「日本で最も美しい村」連合やユネスコエコパークに登録された村であります。

そこで、質問いたします。

村長は、村長就任以来、本村に６か所のにぎわいの場の施設を建設したいと公約に入れられておられます。村長は２期目に入り、いまだ１つも形になっておりませんが、どのような検討をされておられるのか伺います。

６か所つくると言われておられます。１か所目は高井地区で、村の入り口付近に、２か所目は村の公共交通の重要な交通結節点であり、温泉や温泉プール、マレットゴルフなど10万人以上の来場者のある村民の健康づくりの拠点施設「ＹＯＵ游ランド」、３点目は千石のホタル鑑賞や、地元農産物、農産加工品などの販売等が行われているふるさとセンター中山地区、４か所目は年間10万人近くの来場者がある蕨温泉近く、５か所目は多くの文人、墨客が訪れた伝統と歴史ある山田温泉、６か所目は山田牧場であります。

現在、山田牧場については、施設設計委託し、運営管理者も決定しましたが、理学博士の加藤美幸さんが代表の奥山田野生植物研究会の問題で停滞しています。今年は、野生植物の花を見て、育ち方などを研究会とも相談の上とのことですが、いつになったら建設に入るのでしょうか。

そこで、私は、１つ目の村の入り口、高井地区を初めに整備を始めたらどうかと思うのであります。出入りの多い場所から始めたらどうか、高井側はセブンーイレブンやガソリンスタンド、飲食店などの人の集まりが多いところです。どうでしょうか。

２番目として、５か所の建設予定地はどうなっているのでしょうか。どのような目的、趣旨で整備、予算などはどのような程度で行われるのでしょうか、お尋ねします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

にぎわいの場創出事業についてお答えいたします。

先ほど産業振興課長から、湯本議員と髙井議員の御質問にお答えした内容と一部重複するかと思いますが、よろしくお願いいたします。

「にぎわいの場構想」につきましては、本村の強みであります豊かな自然を基本とする観光資源とともに、その豊かな自然を生かした高山村固有の産業や、歴史、文化等の資源を有効に活用し、村内外から訪れるお客様の心と体を癒やすことのできる拠点を村内６か所に整備することにより、地域における産業の振興や住民福祉の向上とともに、さらなる地域の活性化を図ることとしております。

中でも、山田牧場につきましては、牧場という名のとおり、標高1,500メートルの高原で牛の放牧が行われており、牧場の景観や笠岳登山、山菜取りや避暑、温泉、スキーなどの目的で観光客などの皆さんにお越しいただいております。

しかしながら、近年における山田牧場は、畜産農家の高齢化等による廃業や、規模縮小に伴い、飼育頭数の大幅な減少などから、年々放牧頭数が減っているほか、国内におけるスキー人口の減少とともに、昨シーズンの暖冬や、今シーズンの２月以降の降雪が少なかったこと等によるスキー客の減少、さらには、奥山田温泉における宿泊業者の廃業などにより、山田牧場の存続自体が大変危惧されているところであります。

このため、前年度は議会の皆様の御承認をいただいて、整備予定地の用地購入費や設計監理費、工事請負費、引湯負担金等で１億1,000万円余りの予算を計上させていただきましたが、植物保護を求める研究会の皆さんとの協議が整わなかったことなどから、計上していた予算を昨年の12月議会で減額させていただいたところであります。

そこで、にぎわいの場施設の運営管理者や植物保護を求める研究会とのその後の進展についてでありますが、山田牧場にぎわいの場の施設につきましては、実際にそこで運営管理をしていただく

方の御意見等も取り入れて設計等に反映したいと考え、昨年６月に施設の運営管理委託業者に係る選考会を実施し、応募のあった１社を最適候補者とさせていただきました。

その後、山田牧場にぎわいの場の施設整備予定地内に希少植物があることが判明したため、その保護対策等について、愛知県内にお住まいの理学博士が代表を務める奥山田野生植物研究会の皆さんから324名分の署名を添えて、村に要望書が提出されました。

その後、研究会の皆さんなどと現地での観察会や懇談会を開催し、協議を進めてきたところでありますが、御理解をいただけなかったところであります。

このため、村では、菅平高原で生物科学等の研究を行っている筑波大学に、開発予定地内にある希少植物が単によそから移植したものなのか、あるいはここにしか自生しない貴重な種類なのかなどについて、専門的な立場から調査をしていただき、今年の春頃の花の調査結果が出たところで最終報告をいただくこととしており、今後、この調査結果を踏まえて、研究会などの皆さんとどのような保護対策を講じればよいのかなどについて協議を進めることとしております。

なお、にぎわいの場の施設の管理運営業務の最適候補者でありました事業者からは、いまだ整備に着手できないことや、事業者の本業にも影響するおそれがあることなどを理由に、去る３月４日付で内定していた最適候補者の辞退届が村に提出されたところであります。

このため、村といたしましては、今後、設計に着手する見通しが立った段階で、改めて管理運営業務を行っていただける方を公募してまいることとしております。

次に、山田牧場以外の５か所やその建設費についてのお尋ねでありますが、にぎわいの場構想では、山田牧場を含め、村内の６か所を候補地として検討しているところであります。

このうち、１か所目は、高井地区で、村の入り口付近を候補地としており、近くにはコンビニなどの店舗やガソリンスタンド、食事処がございます。ここで休憩を取りながら、村の観光情報やイベント情報等を入手し、村内での周遊等の相談ができる観光案内所のような機能を兼ね備えることができる施設を想定しております。

２か所目は、村の公共交通の重要な交通結節点でもあり、温泉や温泉プール、マレットゴルフなど年間10万人以上の来場者のある村民の健康づくりの拠点施設で、近くにはワイナリー等が点在する「ＹＯＵ游ランド」であります。

３か所目は、千石でのホタル鑑賞や、地元農産物、農産加工品などの販売等が行われている「ふるさとセンター山田」並びに以前ＪＡの共選所のあった中山地区であります。

４か所目は、年間10万人近くの来場者がある蕨温泉「ふれあいの湯」及びその周辺のおやきや地場産の直売所等がある、特に秋の山里の風景が美しい奥山田地区であります。

さらに、５か所目は、多くの文人、墨客が訪れた伝統と歴史ある山田温泉で、６か所目が山田牧場であります。

また、建設費用につきましては、基本的に中心となっていただく皆さんとの協議により、どのよ

うな方針で、どう運営するのか、そのためにはどのような設備等が必要なのかなどといった協議を重ねる中で、夢や希望を含めて、徐々に現実的なものにしてまいりたいと考えており、具体的な整備内容が決まらないと建設費用については算出できないものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、協議に時間を要している山田牧場ではなく、村の入り口を優先して整備したらどうかとのお尋ねでありますが、現在、山田牧場以外の地域の皆さんからも「にぎわいの場構想」の中で、早急に整備してほしいなどといった御要望をいただいているところでもありますが、複数の箇所を同時に進めることは、限られた職員数や村の財政状況から見ても、大変厳しいものがあると考えております。

そのような観点から、先ほど申し上げました６か所の候補地は、地域活性化を図る上で、いずれも重要な地域でありますが、中でも山田牧場は牧場の存続なども含め、極めて緊急性の高いものと判断しておりますので、当面は山田牧場を優先に進めてまいりたいと考えております。

したがいまして、議員御提案の村の入り口につきましては、大変重要な場所の一つであると考えておりますので、今後、５つの地域の皆さんや村民の皆さんの御意見等をお聞きしながら、実現性や緊急性などを総合的に考慮しながら、順次、構想を具現化してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――３番　柴田弘男議員。

○３番（柴田弘男議員）

ありがとうございます。

山田牧場ができてからでないとほかのところへは移らないというような御答弁でありましたが、これ、あとどのくらいかかるのでしょうか。もう２年、３年とたっていると思いますが、何年間も待って、それからのことでしょうか。

また、高井地区は、農地は大変すばらしく、果実と言えば、りんご、ぶどう、また野菜などできるものはみんな収穫できます。大変すばらしいところであります。こういう果物、野菜を道の駅のようなものを施設建設していただいて、お客さんに喜んでいただけるような村づくりにしていただきたいと思います。

強いて言えば、またお客さんがいっぱい来られて、「いいところだ。また、村へ住みたい、高山村に住みたい」というような方がたくさん出るような形にしていただきたいと思いますが、どういうものでしょうか。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質問にお答えいたします。

再質問については、大きく分けて３点あるかなというふうに思っております。

１つ目が、今現在手をつけているものについて何年かかるんだと、こういう御質問だったと思いますが、先ほど湯本議員の御質問にもお答えしましたように、今年度８月には、筑波大学から調査研究を報告いただくと、こういうことになっております。その後、地元の皆さん等とも協議を重ねて、今年度中にはある程度方向性を見つけていきたいと、このように考えておりますので、可能な限り早く実施してまいりたいと、このように考えております。

２点目については、果物を含め、野菜等の農産物、これが非常に豊富に取れる、何とかこれを販売する、あるいは訪れるお客様に喜んでいただける、こういうものをにぎわいの場で提供していただきたい、このようにお話あったと思いますが、私が考えています場所的には６か所と考えておりますけれども、そういう中でそれぞれの特色を表したそういうものを一つ一つその場で提供していくということを考えていますので、豊富な、あるいはおいしい作物を十分提供していきたい、こういう場を考えていきたいと思っています。

そして、あと、住みよいということで、いわゆる移住者もつなげると、こういうお話でありましたけれども、いわゆる拠点と併せて私が常に申し上げている「人づくり」ということで、この地域の皆さんのそういったものを訪れてきた皆さんに提供することによって、地域のよさを分かっていただく。そして、その結果、村内に住んでいただく、こういうふうなところに結びついていけばいい、そのように考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――３番　柴田弘男議員。

○３番（柴田弘男議員）

ありがとうございました。

できればもう少し検討いただいて、実現できるようにお願いしたいと思います。

以上で、私からの質問終わります。

○議　長（松本　茂議員）

以上で柴田弘男議員の質問を終わります。

――――――10番　水谷　清議員。

○10番（水谷　清議員）

２点ほどお伺いいたします。

観光施設の支援について。

村にとっては観光は大事な産業であり、いろいろ各地から観光客が村を訪れることによって、果物、農産物、ワインなどの販売実績を上げるといった相乗効果があります。

しかしながら、まさかの長期にわたるコロナ禍により、戦後最大の経済不況になっておると言わ

れております。その中において、一番の被害を受けていると言われているのが、飲食業と観光産業であると言われております。

そこで、コロナ禍による村内の観光施設の被害状況はどのようなものか。

また、今までどのような支援を行い、どの程度の成果が上がったのか、具体的にお示しいただきたい。

また、これから先の支援はどのようなものかお伺いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

観光施設への支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和元年12月に中国湖北省武漢市において最初の感染者が確認されて以降、瞬く間に全世界に感染が拡大し、これにより、今なお経済社会全体に大きな影響を及ぼし続けております。

一方、日本におきましては、令和２年１月に国内初となる感染者が確認されて以降、感染拡大が収まらず、国においては、爆発的な感染増加を抑えるために、昨年４月に全国に緊急事態宣言等を発出するなどの対策を講じましたが、これまでに第１波及び第２波、第３波と呼ばれるように、感染の波が発生しており、現在は第４波と言われ、東京や大阪など都市圏等を中心に緊急事態宣言が発出され、今なお継続されております。

このため、国では感染予防対策として、３密を避け、不要不急の外出を控えるなどの要請をしているため、旅行などのように人が移動することで事業が成り立っている旅館業や観光客相手の飲食業、小売業などは大きな影響を受けております。

そのため、国では、低迷した旅行事業を回復させて、地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させるため、一部の地域を除き昨年７月から全国にＧｏＴｏトラベル事業を展開いたしました。

しかし、昨年の11月頃からは第３波が発生し、翌月の12月28日からはＧｏＴｏトラベル事業が感染防止のため、一時停止となり、現在も停止状態が継続したままとなっております。

そこで、まず初めに、コロナ禍による村内の旅館等観光施設の被害状況についてでありますが、これまで、村の観光協会では、ゴールデンウイークやお盆などの期間を限定した観光客の入り込み状況や、村のコロナ対策で実施した補助事業の算定資料等に基づき、数か月単位の売上げを把握してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が１年以上にわたって長期化している上に、今後もさらに継続することが予想されますことから、どの程度の影響が出ているかなどの把握につきましては現時点では大変難しく、総じて観光業に携わる皆さんは大変困窮していらっしゃるとしかお答えできないのが実情であります。

さらに、山田温泉から上にある観光業の皆さんは、この新型コロナウイルス感染症の前からも、令和元年秋の台風第19号災害や、その後の冬季における暖冬によるスキー客の減少などによる影響で、大変大きなダメージを受けておられるところであります。

次に、これまでの村の支援策と成果についてでありますが、これまで村では、新型コロナウイルス感染症により影響のあった村内事業者の皆さんを対象に、県と連携した休業や時短などの自粛協力事業を始め、県制度資金に対する利子補給や、県信用保証協会の保証料の負担、さらには、緊急事態宣言の発出等に伴い、休業などを余儀なくされた山田温泉や奥山田温泉の旅館等に対する温泉使用料の減免のほか、売上げが前年同月と比較して３割以上減少した事業者に対して直接給付する事業継続給付金や、村民による村内消費を拡大するためのクーポン券発行事業及び商工会のプレミアム付商品券発行事業など、議員各位の御理解をいただき、実施してまいりました。

さらには、感染防止対策や、販路拡大等新規に事業展開を図るための克服応援事業や、村内のバス事業者によるバスを利用した企画旅行に対するバス旅応援事業などにより、これまでに村内の183事業者に対し、総額１億7,156万円余りの支援等を行ってまいりました。

この結果、支援を受けられた事業者の皆さんからは、固定経費の圧縮につながったとか、村民の皆さんが消費に協力いただいたことがありがたかったなどといった声が聞かれ、その時点では、おおむね好評であったと思っておりますが、これらの対策の効果は短期的なものが多く、一方でコロナ禍の影響については、長期に及び、収束の見通しが立たないことなどから、真に成果を出すためには、再び経済が動き始めない限り、難しいものと考えております。

次に、これから先の支援についてでありますが、観光業などを中心に経済回復の見通しが立たない状況になっておりますことから、本当に困っている事業者の皆さんに対しましては、本年度においても１つの事業に絞ることなく、複数の事業を組み合わせながら、業績が回復できるよう支援してまいりたいと考えております。

そこで、今６月定例会に補正予算を計上させていただきましたが、これまでよりも給付額を大幅に増額した事業継続給付金事業を始め、誘客につながるバス旅応援事業や観光客誘客支援事業などの支援を実施してまいりたいと考えております。

さらに、村観光協会でも誘客につながるような、アフターコロナを見据え、観光ＰＲ事業や２次交通対策事業などを実施してまいることとしております。

なお、現在一時停止となっております国のＧｏＴｏトラベル事業が再開された場合には、全国の観光地で一斉に誘客に向けた取組がなされることと思われますが、中でも知名度の高い観光地にはそれなりに集客が予想されますので、本村のように知名度がそれほど高くない観光地は、何らかの観光の売りになるものを開発していく必要があると考えております。

さらに、水谷議員の御紹介により、前年度から首都圏の旅行会社や大学生協などを訪問し、旅行のニーズと連携し、本村の観光地の宣伝を行っていただいている旅行案内人の方と連携し、今後は

案内人の方が地道に足で稼いでいただいた情報等を有効に活用することも大切であると考えておりますので、村を挙げて一人でも多くの観光客を本村に誘致し、観光産業の復興を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――10番　水谷　清議員。

○10番（水谷　清議員）

再質問いたします。

今まで村長から伺って、１億7,000万近くの支援もしているというもの、大変な金額だと思います。

そして、やっぱりこのコロナ禍が、まさかこんな１年半以上も続くとは誰も思っていません。それで、私も長い間40年近く旅館業やった手前、皆さんの観光業に対する苦しみは十分理解しているつもりです。そこで、今回のコロナによる不況は、民間施設の努力不足ではありません。それを踏まえていただいて、やっぱり村としても温かい支援をしていただきたいと思います。

東京、大阪、愛知など多くの観光客が当村を利用していただきましたが、非常事態宣言によって、全く観光の流れが止まってしまい、また、村発行のプレミアム商品券も先ほど村長が言ったとおり、旅館関係の施設利用のアップにはつながっていないと思います。

そこで、今、１つの明かりが見えているワクチン接種でございますよね。これが７月いっぱいで一応65歳以上の方が終わるという国の政策がありまして、そこで、一応県外じゃなくて、ワクチン接種の実施を終わった方に、村の方に、観光推進のために思い切った旅館専門の格安クーポン券などの発行を考えていただけるか、お伺いします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

今の再質問ですが、ワクチン接種がある程度めどがついた時点で、人の交流も可能であろうと、そういうことを前提として、そういう場合には、それを利用するような政策は検討しているかと、こういう御質問だというふうに思いますが、今のところワクチン接種、とにかくいろいろ言われておりまして、変異株ということで、若い方にも非常に感染しやすい。そういう状況の中で、とにかく全村民が一日も早く接種を終了するよう全力を傾けてまいりたいと、このように思っています。その後、ある程度経済が、ある程度社会が安定した中では、先ほども言いましたように御提案ありました御提言も非常に大切なことでありますが、とにかく大きな目で、村内外から来ていただける、このようなことに全力を挙げていきたいと思いますので、御提案につきましては、また、検討をさせていただきたいと思います。

○議　長（松本　茂議員）

――――――10番　水谷　清議員。

○10番（水谷　清議員）

私、今申し上げたのは、このコロナワクチン接種が終わった村内の方の、ある程度高齢者と思うんですけれども、ある程度やっぱり、今、県外の方の旅行客を招くということは非常に不可能だと思うんですよね。

アメリカでも接種を終わった方には、やる方には１億円とかいろいろプレミアムつけていますよね。そういった意味で、65歳以上の方が、例えば四、五千円で泊まれれば、村内の温泉施設も使っていただけるんじゃないかと、そういったアイデアも１つの考えかと思うんで、また、それはまた村長の中でお考えになっていただきたいと思いますし、先ほど来、いろんな議員の方がにぎわいの広場、いろいろとありましたけれども、私はやっぱりこれ、にぎわいの牧場、広場というのは大事なものだと思います。

というのは、うちは議会としても群馬県の上野村に施設研修行った場合、非常に学生とか、誘客に成功しているというのは、やっぱりやる気のある職員が一生懸命各地を回って誘客しているという事実があるんで、それも含めて高山村も、私も先ほどありましたとおり、御紹介申し上げた件もありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

この質問は以上で終わりますけれども、次に、給付型奨学金の支援についてお伺いいたします。

村内における奨学金制度がありますが、子どもたちの制度の利用状況をお伺いします。

どのぐらいの金額を借り入れ、月々の返済金額と返済期限など実態をお教えいただきたい。また、現在の奨学金制度は、ほとんどが貸与型であり、学校卒業後の返済は子どもたちの生活の負担になっていると聞いております。そこで、低所得のひとり親世帯の方々に貸与型から給付型の奨学金制度への移行の動きが増えておりますが、村としてのお考えをお伺いします。子育て支援や、教育に力を入れている自治体は結果として人口増にもなっております。

○議　長（松本　茂議員）

――――――山﨑教育次長。

○教育次長（山﨑久志）

給付型奨学金の支援についてお答えいたします。

村では、村内に住所を有し、高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学に在学する方で、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な方に奨学金を無利子で貸与するための奨学資金貸付基金を設け、誰もが安心して教育を受けることができる環境を整えるとともに、向学心に燃える意欲ある人材の育成に努めております。

そこで、議員お尋ねの制度の利用状況についてでありますが、村では、昭和42年に奨学資金貸付基金を創設し、現在、基金の総額は9,996万2,000円で、令和２年度末で奨学金を利用されている学生は、高等学校生２名、高等専門学校生３名、短期大学生２名及び４年制の大学生65名の合わせて

72名で、貸付け総額は約7,400万円となっており、既に卒業された53名の方からは、約1,300万円の償還金を受けております。

また、奨学金を利用される方が借入れできる月額は、公立高校で１万円に対し、私立は２万円、高専は１万7,000円で、国公立の大学及び短大の場合、自宅通学で２万5,000円、自宅外の場合は３万5,000円、私立の大学及び短大の場合、自宅通学で３万5,000円、自宅外の場合は５万円で、それぞれ４か月分をまとめて、年３回支給しております。

償還期間につきましては、奨学金利用者の経済的負担軽減を図るため、これまで貸与期間の２倍としていたものを、平成29年度からは３倍以内に見直したことにより、例えば、４年制の私立大学を自宅外通学した場合、最高の月額５万円を借りた方の総額は240万円となりますので、これを借りた年数の３倍となる12年で償還していただくと、月々約１万7,000円の償還額となります。

そこで、議員お尋ねの貸与型から給付型の奨学金制度への移行についてでありますが、奨学金制度につきましては、村を始め、日本学生支援機構や民間団体で行っておりますが、相談や受付の際には、村や日本学生支援機構の奨学金制度の貸与金額、また支給対象となる要件などについて御説明させていただいております。

さらに、日本学生支援機構が平成29年度から国費を財源とする給付型の奨学金を設けていることなどについても併せて説明させていただき、それぞれの制度の違いを御理解いただいた上で、どの奨学金を利用するのかを選択していただいております。

なお、日本学生支援機構が令和２年10月に行った令和元年度奨学事業に関する実態調査によりますと、給付型奨学金制度を県内で導入している自治体は、長野県を含めて６団体と少ない状況にありますが、給付型奨学金制度は支給を受けた利用者が大学等卒業後に償還する必要がないため、大変有利な制度と認識しております。

仮に、村が給付型の奨学金制度を構築する場合は、財源の確保や給付基準の設定、高等教育を受ける者と受けない者との公平性の確保など課題も多いことなどから、大変難しい問題であると思っております。

このため、長野県では、国公立の高等学校において、高校生等が安心して教育を受けられるよう授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するため、生活保護世帯や保護者の県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯を給付対象とする長野県高校生等奨学給付金給付制度を整備されておりますので、この制度も選択肢の一つかと思っております。

そのような中で、唯一本村の奨学金に係る助成事業としましては、村の基幹産業である農業後継者を確保するため、村の奨学金や日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けて、農業に関係する大学等を卒業され、村の認定農業者になった方を対象に、奨学金制度の償還額以内の額を助成することとしており、実質、奨学金の返済が免除となる新規就農者支援制度があります。

そのようなことから、村といたしましては、当面、給付型の奨学金は、国費を財源とする日本学

生支援機構の制度や、県が設置している給付制度を御利用いただきたいと考えておりますので、村独自の給付型奨学金制度の導入につきましては、子育て施策の中で総合的に検討してまいりますとともに、今後も住民ニーズを把握し、社会情勢の変化や、他の自治体の動向等を注視しながら、能力がある学生が経済的な理由で就学を断念することのないよう、制度の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（松本　茂議員）

――――――10番　水谷　清議員。

○10番（水谷　清議員）

当村の奨学金は、無利子という貸与型というのは、私も存じております。確かに、給付型に一気に持っていくというのは、私も難しいことは事実分かっております。

ただ、私も１つの提案申し上げますんで、例えば、多分、教育長も御存じだと思うんですけれども、大学４年間で約460万円の授業料がかかるんです。それで、今、村の制度では、４年間で240万、そうするともう授業料の半分の金額にしかならないんです。それで、また、県外の私立大学へ通学すると、家賃、食費、交通費などが加算され、月15万から20万かかるとされております。

そんな中、皆さん、御存じのとおり、コロナ禍により生活費の足しになったアルバイトもままならないようです。

他の貸与型奨学金、借入金を探すと、村との奨学金の違いは、利子が２％から３％ついております。最初から全額給付型導入というのは難しいというのは、私も十分、先ほど言ったとおり、そう思っております。

ただ、村も若者が今、住宅の借入金の住宅利子補給制度などそういったものを取り入れております。それをまた逆に例えば、他の貸与型の金利分に２％から３％における利子補給制度などを投入できるかお伺いします。これ、ちょっと予算がつくもので、できれば教育長に御発言をお願いします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

奨学金の利子の補給ができないかということの再質問についてお答えします。

村の制度の中でも、先ほど次長が申し上げましたように、新規就農者支援制度では、村で農業をやってくださる方は、奨学金の肩代わりというような形です。それから、今、議員がおっしゃったように、若者の住宅資金の貸付けに発生する利子については、村が利子の給付をするというようなことがあります。

これは、いずれにしても、村への若者の定住を促進して、村の人口増加、強いては村の活性化を図るという目的でこのような制度がありまして、奨学金については、そういうことは前提は一切な

しで、向学心に燃えた若者の勉強、学業を助成すると、支援すると、こういう目的で奨学金制度が制定されているわけであります。

ですので、これについて新しく村の制度のように、ほかの制度のように利子を補塡することについては、大変いろいろ難しいハードルがございます。例えば、最初、村の財政上、非常に大きな負担がかかるかなということ、それから、次長も先ほど申し上げましたように、大学へ進学する者、それから、進学しない者、それから、個々の家庭での経済状況、十分利子の補塡なくてもやっていける家庭もございますし、また、必要と、苦しい場合もございます。それから就職の状況等、その公平性をどうやって保っていくのかというようなこと、それから村への定住を前提とするのか、それとも利子補給はするけれども、どこに行かれてもいいんですよというようなことの前提にするのか、そういう基準の設定等についても大変難しい問題ではないかなと、こんなふうに考えております。

しかし、教育委員会といたしましては、奨学金の返済が大変それぞれの学生さんにとっては苦しい状況であるということは、十分これは承知しております。教育委員会としても、以前返還期間を２年から３年に延ばすというような対応を取らせていただいておりますけれども。そんなことも十分承知しながら、これからまた議員の提案等も含めながら、よりよい奨学金の在り方については対処、検討してまいりたいと思いますので、御理解いただければとこんなふうに思っております。

以上であります。

○議　長（松本　茂議員）

――――――10番　水谷　清議員。

○10番（水谷　清議員）

再々質問いたします。

今、教育長がおっしゃられたとおり、若者が必ず村に残ってくれる、それもありますけれども、私も提案したとおり、ひとり親の世帯は、やっぱりひとり親だと絶対戻ってくると思うんですよ、お子さんは、将来的に。だから、できれば、そういう方に対しては手厚くやっていただきたい、早急に、お願いしたいと思います。

また、先ほども次長が言われたとおり、高山村は42年にこの制度が導入されましたよね。そして、今最高額で先ほど私言った240万、今、あの当時の大学の授業料というのは今倍近くなっているんです。だから、その辺りの、これ、240万の最大限というの、もうちょっと枠を広げることはできないのか、改めてお伺いします。よろしく。

○議　長（松本　茂議員）

――――――山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

これについては、できたら、枠というものは多ければ多いほどいいわけですけれども、これ、村

の財政全体との関わりの中で、この基金というものが、約１億近い基金ですかね、そういうものがありますが、それとの関係で、本当に適切なのかどうかということは、また検討させていっていただかなければいけないことでありまして、ここで私が可能であるとか、そういうお返事はすぐはできないかなと思っております。

それから、議員がおっしゃるように、特に、県外へ出た学生の生活に関することは大変苦しい状況であります。これについても十分考慮しながらまた考えていかなければいけないかというふうに、こんなふうに思っておりますけれども、いずれにしても、まずは利子の場合は、村のこの奨学金制度、無利子でありますので、これを借りていただくような検討をしていただくことも大事なことかなと、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議　長（松本　茂議員）

――――――10番　水谷　清議員。

○10番（水谷　清議員）

ありがとうございました。

私は、教育というのは、ある程度金をかけても絶対この村のためにはなると思います。やっぱりあまり金額にこだわってはいけないと思うんです。できれば、教育長のまたいろんな面で御努力をお願いいたします。

以上で終わります。

○議　長（松本　茂議員）

以上で水谷　清議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

ただいまから議場内の換気のため、10分間休憩します。

会議は午後２時５分に再開します。

午後１時55分　　休　憩

午後２時05分　　再　開

○議　長（松本　茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――５番　西原澄夫議員。

○５番（西原澄夫議員）

中学３年生の傍聴が水谷議員のところで終了してしまいました。非常に残念でございます。中学３年生の皆さん、大変御苦労さまでございました。

それでは、質問させていただきます。

質問に入る前に、３月定例会一般質問で質問させていただきました今後のワクチン接種について、一言意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

65歳以上のワクチン接種については、国の要請に沿って、７月中の接種が完了できるとの報告が先ほども村長の答弁の中でありました。これによって、まずは高齢者の皆さんの重症化リスクが軽減されるんでないかというふうに思いますし、７月から64歳以下の希望者への接種が開始されるというふうに思われます。一般的な生産年齢層である15歳から64歳の皆さんにワクチン接種が拡大すれば、当然のこと、村の経済が活性化されますし、村を訪れる人の安心感にもつながります。おもてなしをする村民の皆さんの感染リスクの軽減も図れます。

村のワクチン接種は基本、集団接種で、予約制ではなく、村が接種日を決めて、接種を希望する村民に通知して接種をしてもらう方法を取っています。大変よい方法だったというふうに思います。

ただ、今後、市町村間でのワクチン接種の進み方に大きな差が生じてくる可能性があります。ワクチン接種によって集団免疫をつくることが一番の経済対策だとも言われています。いろいろアイデアを出し合っていただいて、いち早くワクチン接種を村内に行き渡らせていただくように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それでは、通告に従って、質問をさせていただきます。

日本のワクチン接種開始は欧米諸国と比べて大きく後れを取っていますが、いろいろな情報を見聞きしますと、日本のワクチン接種は今後一気に加速していくのではないかと期待をしているところであります。オリ・パラ開催や、秋には衆議院選挙、菅政権は、ワクチン接種に相当量の力を注いでくるのではないかというふうに考えています。

千葉大病院の調査結果によると、ワクチン接種後は、ほぼ全員に抗体の上昇が見られ、今回のワクチンは大変有効であるとの発表がありました。また、ワクチン接種が進んでいるイギリス、アメリカなどの先進事例を見ると、ワクチン接種が進むことによって一気に経済が拡大することが考えられます。

コロナ禍で活動を控えていた皆さんが活発に動き出します。変異ウイルスの一抹の不安はありますし、コロナウイルス感染症への対応もこれから当然必要ですが、今後、人の流れが活発になったときに、村の経済活性化に向けての対応が他市町村に後れを取ることのないようにする必要があると思います。

ポストコロナを目指して、村長の公約である人口対策、観光誘客事業、村行政の在り方を示された現場主義とスピード感のある行政、人口減少に歯止めをかけること、村に観光客を誘致する事業は、村が生き残りを図るための最も重要な施策だと考えます。今後、どのように進めていかれるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、村の重要施策である人口対策、観光誘客事業が現在前進できていないのではないかというふうに私は考えています。どのように考えているかお聞きします。

村長の考える現場主義、スピード感のある行政とはどのようなものか、具体的にお聞かせください。

村長が最も重きを置いている施策をスムーズに進めるためには、村の機構改革が、役場組織の改編がぜひとも必要と思います。中でも人口対策、移住促進、Uターンの促進、空き家の活用、働く場の確保、婚活事業などは一つの部署で力のあるリーダーの下で組織化することができないか、提案をさせていただきます。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

村の機構改革についてお答えいたします。

まず初めに、人口対策及び観光誘客事業の実情についてのお尋ねであります。このうち、人口対策の大きな柱は、これまで私は「人づくり」であると、このように申し上げまいりました。

このため、人口減少を抑制し、持続可能な村づくりを進めるためには、若い皆さんに住んでいただけるよう、これまで結婚定住祝い金の支給や不妊治療に係る医療費の助成を始め、出産祝い金や乳幼児家庭育児給付金、保育料の軽減や福祉医療費の対象年齢の拡大、さらには、小中学生の給食費を段階的に軽減するなど、若い皆さんへの経済的な支援策を実施してまいりました。

また、安心して子育てができる環境を整備するなど、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至るまで、ライフステージに応じた子育て世帯の皆さんへきめ細やかな支援を行ってまいりましたほか、地域優良賃貸住宅や新規就農者住宅等の整備、さらには空き家バンク等を活用した不動産の流動化による人口確保策など、様々な事業を行ってまいりました。

しかしながら、全国的に人口減少は加速化しており、本村におきましては、これまでの少子化対策などにより、一定の効果は出ているものと考えておりますが、なかなか人口減少に歯止めがかからないのが実情であります。

一方、観光誘客事業の目玉であります「にぎわいの場構想」につきましては、本村の強みであります豊かな自然を生かした高山村固有の産業や、歴史・文化などの資源を有効に活用し、村内外から訪れるお客様の心と体を癒やすことのできる拠点を村内６か所に整備することにより、地域における産業の振興や住民福祉の向上とともに、さらなる地域の活性化が図られるものと考えております。

特に、山田牧場につきましては、高原での牛の放牧を始め、牧場の景観や山菜採り、温泉やスキー、夜の星空など、子どもさんから高齢者の皆さんに至るまで幅広い年齢層の方々に楽しんでいただける、まさに村の宝庫と言える場所でありますことから、現在先行して取り組んでいるところであります。

しかしながら、昨年、奥山田野生植物研究会の皆さんから、「貴重な植物が自生している」との

お話をお聞きしましたので、現在、筑波大学において、移植なども含めて敷地内にある植物の調査研究をお願いして、その調査結果を踏まえた上で、にぎわいの場構想検討委員会や地元牧場区の皆さんと話合いを持つとともに、村民の皆さんから寄せられました貴重な御意見などを参考に、今後整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、現場主義とスピード感のある行政についてでありますが、就任以来、私は現場主義に徹すると申し上げてまいりました。

現場主義とは、私自らが自分の足と目で村の現状などを把握することはもちろんでありますが、担当する職員１人１人が現場を担っているという意識を持って、村民の皆様の声に耳を傾け、職員の持っている力を十分に発揮できる職場づくりを基本に捉えて、その先頭に立つことが私の責務であると思っております。

一方、スピード感とは、ただ仕事を早く処理するという意味ではなく、その仕事の大枠を捉え、しっかりと計画した上で、順序立てて実行していくことが大切であり、このようなマネジメントができることで、迅速な事務の執行につながるものと考えております。

次に、機構改革の御提案についてお答えいたします。

現在、本村の事務分掌を統括する組織は、４課及び２つの室とその下部組織にある14係で構成しております。

そうした中で、現在の組織体制は平成24年４月から、新たに山林の地籍調査事業に着手することに伴い、産業振興課の業務を一部見直したもので、それ以降、組織改革等は行っておらない状況であります。

そのような中で、本村のように小さな自治体では、限られた財源の中で、職員数にも限りがありますことから、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、これまで必要に応じて、係の統廃合などにより、業務を推進してきたところであります。

さらに、総合戦略など各課にわたる重要な施策の推進に当たっては、総務課の企画財政係がその推進役となって、各課の重点施策が有効かつ効果的に成果を上げることができるよう、横断的な連携も図ってきたところであります。

しかしながら、国では今日におけるデジタル化や脱炭素化社会などの実現に向けて新たな施策を打ち出してきておりますことから、村では、これらの対応を始め、議員お話しの人口対策や大規模な自然災害などに対する危機管理体制など、多くの課題に迅速かつ柔軟に対応しなければならないものと思っております。

そのようなことから、時代に即した業務を適切に執行していくためには、現時点における業務分担内容を検証した上で、今後、様々な行政課題に的確に対応できる組織づくりが必要であると思っておりますので、県内の自治体や同規模町村などの組織体制を参考にしながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――５番　西原澄夫議員。

○５番（西原澄夫議員）

再質問をさせていただきます。

まずは、メインの質問の村の機構改革についてが、今の答弁、前向きに進めていただけるという答弁だったというふうに理解させていただきますので、ぜひ、スピード感を持って進めていただきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いをします。

それでは、一、二、再質問させていただきます。

１つ目、ライフステージに応じたきめ細かな支援を行っているという答弁でありましたけれども、確かに多岐にわたって祝い金や助成金などが予算計上されています。

しかし、この祝い金、助成金が本来の目的である人口対策にどのくらい機能しているのか、私は検証をしていただく必要があると思っております。どのようにお考えか、お聞きします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質問にお答えします。

再質問、１点ということで、いわゆるライフステージに応じた支援が人口対策にどのくらいの効果といいますか、つながっているのかと、こういうことでありますが、議員も御承知のとおり、本村では、平成27年10月に高山村の人口ビジョン、それと第１期の高山村総合戦略を策定し、そして、その中の基本目標の３として、希望する結婚、出産、子育ての実現を支援すると、こういった目標を掲げて取り組んでまいりました。

そして、先ほど議員から質問があった内容にもありますけれども、取組項目は５項目ありまして、そして、５年間の達成率は80％から100％であり、それなりの効果はあったと、このように考えておりますが、ただし、総合的に人口対策という面で考えますと、ただそれだけでなく、いろいろな要素がかみ合っていますので、その辺も含めて、また検討してまいりたいと、このように考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――５番　西原澄夫議員。

○５番（西原澄夫議員）

確かに高山村の場合、助成金とか補助金とか、そういう部門は非常に、私は充実しているというふうに思っているんですが、具体的にやっぱり人口対策に対する活動が私はないのではないかと。補助金はあっても、具体的な行動がないと、なかなか人口増加につながらない、対策につながらないというふうに思っています。

確かに補助金や子育ての祝い金ですよね、私も祝い金、全ていろいろ見せていただきましたけれども、これが果たして本来の意味をなしているのかというようなものもあるような気がします。ここで具体的には申しませんけれども、やはり具体的な活動がなかなかできていなくて、確かに助成金だけが充実していると、そういうふうに思っているんです。その辺はまた、結構です。

もう１つ目、企画財政係が横断的な連携を図ってきたというふうに答弁がありましたけれども、これ、それぞれの課を横断的にまとめるというのは相当の強いリーダーシップがなければ私はできないと思っています。現状、果たしてできているんでしょうか、その辺を質問させていただきます。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

今の質問に対しまして、いわゆる結びつくところは機構改革というふうなことを言われていると、このように思っています。

これにつきましては、先ほどもお話を申し上げましたけれども、ちょっと古くなるんですが、平成15年に国の第27次地方制度調査会が答申をしたものがあります。その中で、いわゆる市町村の地方自治体の在り方、これについて答申したものでありますが、今後の基礎的自治体は、高度化する行政事務に的確に対応できる、対処できる専門的な職種が必要とされると、このように答申されておりますが、実態につきましては、先ほども申し上げましたとおり、いわゆる自治体の中での市町村でいろいろ規模が相当違います。

そういった中で、本村のように非常に規模の小さな自治体ほど限られた財源と職員数の範囲内で、これ、やらざるを得ないということで、それをどのようにやっていくかというのが地方自治体に取り組まなければならない大変大きな問題であると、こういうことで、いわゆる専門的な職員というのはずっとそこでやるということは、大きな市であればですけれども、小さな市町村は常にいろいろな業務をやらなければならない。そういったことで、それらをやっぱり対処するためには、全庁挙げて横断的にやらざるを得ない、このように考えておりますが、現実を見た場合には、それでも見直すところは見直しをして、先ほどの答弁のような格好で検討していきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――５番　西原澄夫議員。

○５番（西原澄夫議員）

まずは、機構改革に取り組んでいただけるということでありますので、十分にその辺も考慮いただいて、機構改革に取り組んでいただきたいというふうに思います。

村長に、この高山村の人口の動きの資料をおあげしたというふうに思うんですけれども、この過去５年間、転入、転出、出生、死亡、婚姻届、この人数が書いてあるんですけれども、これについ

てどのように、これ、村の現状ですけれども、ここで見ると、元年度転入が179名、転出が227名、それから出生が29名、死亡が108名、それから婚姻届を出された方が17件、うち高山に住んでいらっしゃる方が９件、このような現状をどのように考えておられるか、もしあれでしたら、お答えいただければありがたいというふうに思います。

○議　長（松本　茂議員）

西原議員に申し上げます。

議員の質問は既に３回になりましたが、会議規則第54条ただし書の規定によって、特に村長は答弁するようでございますので、発言を許可したいと思います。

――――――それでは、内山村長、どうぞ。

○村　長（内山信行）

西原議員の５年間のデータをどう思うかということだと思いますが、私もこのデータだけではなく、いろいろな人口の数字を入れてみたときに、特に、３月の流出というのが非常に大きい数字になっていると、これ、人口の当然だと思いますが、当然、高校生、あるいは中学生が卒業されて、そして、村外へ出て行かれる、こういう現象が非常に大きいのかなというふうな格好で考えて、そういうデータも見させて、そういうふうな感じを持っております。

いわゆる、私が常に申し上げている「ここで生まれてここで育ったら、一人でも多くの皆さんにここに住んでいただきたい」こういうことを申し上げているのは、その数字なんですね。ですから、あの数字を見ると、出て戻ってこられない、こういう現状がその中に含まれている、この辺も含めてそういうふうな数字を見て、村民の皆さんのそういうふうなデータから、やっぱり子育てひとつ、そういったことで、村民の皆さんが捉えていただきたいと思います。

そのためには、ここの村で育つ、生活するためには、なりわいとなる職業をつくっていかなければならない、このことは、行政に課せられた責務だろうと、このように思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――５番　西原澄夫議員。

○５番（西原澄夫議員）

分かりました。

じゃ、それぞれの検証をしていただいて、十分な行動に移していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、終了いたします。

○議　長（松本　茂議員）

以上で西原澄夫議員の質問を終わります。

――――――７番　酒井康臣議員。

○７番（酒井康臣議員）

いよいよ最後の質問になりました。

私の質問に入る前に、ただいま西原議員が質問された村の機構改革について、一言申し述べたいと思います。

私も前回の一般質問、空き家の適正な管理の有効活用の促進の中で、四国の檮原町のお話をさせていただきました。人口3,600人、職員が38人の小さな町でも空き家対策、移住対策、それから、再生エネルギーと、そんな中だからこそ未来に向けて希望の持てるまちづくり推進課なるものを立ち上げて、47軒ある空き家全てが埋まるなど大変大きな成果を上げているお話をさせていただきました。

小さな村、高山村の職員の皆さんも専門職ではなくて、どちらかというと総合職、何でもできなくちゃいけないと、このように本当に大変なことだろうというふうに思いますが、私は人口から見てもおおよそ２倍の高山村に実現できないわけがない、このように思っております。どうか、先進事例を参考にしていただいて、村の機構改革について前向きに検討していただくよう要望させていただきます。

それでは、私の再生可能エネルギーについて質問をいたします。

昨年10月、菅首相は所信表明演説で、「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする」と脱炭素社会の実現目標を宣言いたしました。そして、この目標を明記した改正地球温暖化対策推進法が今年の５月26日に成立をいたしましたが、この法律の特筆すべきことは、カーボンニュートラルについて50年までの実現を明示したこと、そのことが大変重要だと言われています。

そして、県は５月17日に、2030年度の温室効果ガス排出量を2010年度対比で60％削減する数値目標を地球温暖化対策専門委員会で示しました。この変更は、県民のパブリックコメントで、温暖化を止めるために、海外と比べ、低い数値目標だから引き上げるべきとの声が多く寄せられたことから、これまでの48％から60％に引き上げたとお聞きしています。

数値目標というのは簡単に表示はできます。ですが、これを達成するには、相当な覚悟と努力が必要になります。県と国が目標を定め、その目標の達成に向け、具体策を策定するのは、各自治体に委ねられていると思います。

そこで、質問いたします。

高山村は、脱炭素社会に向けて具体的な計画、方針を策定されているのでしょうか。

質問２つ目、再生エネルギーには、太陽光、水力発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電等々がありますが、村がこれから力を入れるべきは水力とバイオマス発電と考えますが、村の考えを聞かせてください。

３つ目、水力発電の設置要望が民間企業からあると認識をしています。自主財源の確保の観点からも受入れが可能なものについては、よく検討し、受け入れるべきと思うが、村の考えはどうなん

でしょうか。

質問４つ目、木質バイオマスの活用と事業化については広大な森林の木材を活用できるとともに、森林の整備、地域経済の循環も図れるなど村に最適な事業と考えますが、村としての検討は進んでいるのでしょうか。

答弁を求めます。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再生可能エネルギーについてお答えいたします。

令和２年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅首相は、グリーン社会の実現のため、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、いわゆる脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。

この宣言の中で、菅首相は、カーボンニュートラル実現の鍵は、次世代型太陽光電池やカーボンリサイクルを始めとする革新的なイノベーションであり、その実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進する中で、省エネルギーを徹底するとともに、再生可能エネルギーを最大限導入することで世界のグリーン産業を牽引し、経済と環境の好循環をつくり出すとしております。

一方、長野県では、令和元年12月に都道府県として初めて気候非常事態を宣言し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを決意表明しています。

さらに、令和２年４月には、県の気候変動対策の基本方針となる長野県気候危機突破方針を策定しました。同年10月には、長野県脱炭素社会づくり条例を制定するなど、将来世代に胸を張って引き継ぐことができる社会の実現と、かけがえのない美しい地球を守るため、県民総参加で気候危機に立ち向かう姿勢を示しています。

そこで、まず初めに、脱炭素社会の実現に向けた村の具体的な計画や方針についてのお尋ねでありますが、村では、平成27年12月に、将来にわたり村民が健康で文化的な生活を営む上で、良好な環境を確保することを目的とした高山村地球にやさしい環境基本条例を制定し、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものと認識し、自ら率先して温室効果ガスの排出抑制に努めることとしております。

さらに、平成28年８月には、「エネルギーの地産地消」「温室効果ガスの大幅削減」「気候変動などへの適応」の３つの取組を首長の主導により推進し、地域創生と地球貢献を実現するため、日本版「首長誓約」に誓約第２号として登録されました。

この誓約を具体的に進めていくため、平成29年度から令和３年度までの５か年を計画期間とする高山村地球にやさしい環境基本計画を策定し、「豊かで美しい環境を実現するむら」など５つの基本目標と、廃棄物の再資源化率など25項目に及ぶ施策の重点的な環境指標等を定め、その目標の達

成に向けて、周知・啓発などに努めております。

このように、村では地球温暖化対策を進めているところでありますが、近年、繰り返して発生する豪雨による大規模自然災害等はもはや想定外の出来事ではなく、その対応は喫緊の課題であります。

そのため、国や県の動向を踏まえつつ、本年度策定する第２期環境基本計画において、環境への負荷軽減を図るとともに、環境に配慮した持続可能な社会とゼロカーボンの実現に向けて、施策のさらなる充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします

次に、村が力を入れるべき再生可能エネルギーについてのお尋ねでありますが、経済産業省資源エネルギー庁によると、再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、その他の非化石エネルギー源のうち、温室効果ガスを排出せず、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものと定義されており、具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、そのほかの自然界に存する熱、バイオマスであるとされています。

これらの再生可能エネルギーのうち、本村の自然環境を保存することや気象条件のほか、発電後の電力の送電設備の有無などを総合的に考慮すると、有益性が高いものは太陽光、水力、バイオマスではないかと思われます。

このうち、太陽光については、住宅への設置に対する補助制度を充実して取り組んでまいりましたが、メガソーラーと言われる大規模な太陽光発電施設は、景観に与える影響や反射光の問題、さらには林地等の傾斜地において、適切な排水処理や土地造成が実施されないことによる土砂災害発生の危険性など課題が多いと考えられますことから、新たな施設設置には慎重に対応してまいりたいと考えております。

このようなことから、本村において、今後実用化の可能性が高い再生可能エネルギーは、議員御指摘のとおり、水力発電とバイオマス発電ではないかと考えております。

次に、小水力発電設置計画の受入れについてのお尋ねでありますが、現在、村に対して、樋沢川や柞沢川などを利用した水力発電所を設置したいとの計画が複数の企業から寄せられております。

その計画では、上流域の取水堰で水を一旦取水し、導水管で発電所まで流下させるなど、減水区間を発生させた上で、発電・放流する計画となっております。このため、減水区間の発生に伴う河川周辺の環境や生態系への影響が懸念されることから、現在、村としては、設置に対して慎重に対応してまいりたいと考えております。

特に、村管理の準用河川である柞沢川につきましては、大変貴重な真水の川でありますことから、現在の環境を手つかずのまま、次の世代に残していくことが重要であると考えております。

このようなことから、水力発電は本村において実用化の可能性が高く、ゼロカーボンの達成に向けて大変有効な手段であると考えておりますが、自然環境に与える影響などについては、専門的な見地での検証が必要になるため、専門家の御意見や農業用水を利用されている水利権者など、広く

村民の皆様の御意見をお聞きした上で、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、木質バイオマスの活用と事業化についてのお尋ねでありますが、本村は、村の総面積の約85%が山林原野で占められており、木質バイオマス発電のための原材料は十分にあるものと考えておりますが、木質バイオマスの事業化に当たっては、木材の伐採などをするための林業従事者が乏しいことや、作業道の整備等がされていない箇所も多くあることなどから、伐採や搬出の方法に加え、発電所の設備投資に多額の費用がかかるなど、課題が多く、今のところ実用化が進んでいない状況であります。

しかしながら、木質バイオマスが事業化されますと、間伐の促進により、山林の荒廃地化が抑制され、景観が保たれるほか、林業従事者の育成や新たな雇用の創出など、木質バイオマスの活用、事業化によるメリットは大変大きなものであると考えられますので、国・県の助成制度や先進自治体の事例等を調査研究するなど、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本村では、本年度、ゼロカーボンに向けた取組として、住宅用太陽光発電設備や蓄電池設備への補助制度を継続して実施するほか、新たに公用車に電気自動車を導入するなど、引き続き再生可能エネルギーの普及促進を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（松本　茂議員）

――――――７番　酒井康臣議員。

○７番（酒井康臣議員）

再質問いたします。

温室効果ガスの増大というのは、地球環境に本当に大きな変化をもたらしました。その弊害を元に戻そうというのが地球規模で取り組もうとしている現状であります。

私も、水力発電は高山村にもっとも適した再生エネルギーだと思います。再生可能エネルギーは、固定買取価格制度があるために、大手企業が建設を進めている動きがあるわけでありますけれども、その規模によっては、地域の企業、住民等が主体となって、地域に利益が還元される仕組みづくり、こういうものが望ましいとも思われます。

柞沢川の水力発電については、水道水にも影響が出ることが予想されることから、村の考えに私は賛同をいたします。ほかの候補河川についても水利権があり、河川法があり、森林法があり、自然公園法など専門的な見地での検証が必要になりますが、村長の答弁では、慎重に対応するという御答弁でありましたけれども、いつ頃までに現在の申込みにある発電箇所については検証を終えて、受入れまたは断念の判断をされるのでしょうか、質問いたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質問にお答えいたします。

議員御提案のとおり、地産地消の点、あるいは地域の実情を十分に把握している地域の企業や住民が主体の仕組み、これが望ましいものと思っておりますが、一概になかなかそのような状況にはなっていないというのが現状であります。

先ほども申し上げましたとおり、いろいろな点につきましては、専門家の御意見、あるいは農業用用水の利用者、そして、何よりも村民の皆さんの御意見をお聞きしながら判断してまいりたいと考えておりますけれども、これは、先ほど申し上げましたように、複数のお話がありますので、いわゆる相手のある話でもありますので、慎重に進めてまいりたいと考えており、現在のところ、検証がいつになるか、受入れ、または断念の判断についてはこれから検討してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――７番　酒井康臣議員。

○７番（酒井康臣議員）

再々質問です。

今、日本の建築木材というのは、約50％が輸入に依存していると言われています。そして、このコロナ禍で世界的に木材が不足し、輸入外材が本当に減少し、今、県産材、国産の材木が非常に活況のようであります。

今まで林業経営というのは採算が取れないことから、林業従事者が減少してきました。伐期を迎えた材木が搬出できない状況が今の状況だというふうに認識をしています。

林業と木質バイオマス発電を事業化することによって、地域の経済の循環が生まれます。木を切る、運び出す、木材として売る、チップにする、電気を安定供給する、熱利用をする、働く場所が増える、熱を利用したハウス栽培にも貢献できる、このように言われています。

林業従事者が不足しているという御答弁もありました。ならば、林業に興味のある地域おこし協力隊員の募集をし、県または森林組合での研修期間を設けて、育成をすることによって、担い手の確保は前に進んでいくというふうに思います。

村長の答弁は、前向きに検討という御答弁でありますけれども、いずれにしても、一歩前へ踏み出していかなければ道は開けない、私はこのように思っています。

そして、やっぱり主導をしていくのは、「首長誓約」をされた村長であると思っています。村長のリーダーシップにかかっているんだと、このように思っておりますけれども、御答弁をお願いします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再々質問についてお答えいたします。

木質バイオマスということでお答えしたいと思います。

ただいま議員がお話しのとおり、木材価格が高騰していると、こういうふうに言われ、そして、「オイルショック」になぞらえて「ウッドショック」と、このように言われているということで、いろいろな面で影響が出始めているというふうに言われておりますが、このウッドショックは今回が初めてではなくて、過去にもあって、大体、今回が３回目というふうに言われており、このショックは今までからしますと、１年ぐらいで元に戻ると、こういうふうに言われておりますけれども、今後、今回のウッドショックはその見通しが今のところ不透明であると、このように言われておりますので、そういった面を含めて、大変心配しているところでありますが、本村においては、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる林業が衰退したのは、昭和39年の木材の自由化からであるというふうに捉えております。

そういった状況がありますけれども、今のカーボンニュートラルの中で、自然を守る、林業を育成する、自然災害を防止するなど、いわゆる国が掲げましたグリーン社会の実現のためには、本村の自然エネルギーの中でも最も力を注いでいかなければならない課題であると、このように思っております。

この取組につきましても、やはり先ほども申し上げましたように、専門家やそして議員御承知のとおり、検討されている村民の皆さんとの連携を図りながら、技術的なものを得ながら、取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（松本　茂議員）

――――――７番　酒井康臣議員。

○７番（酒井康臣議員）

本当に前向きな御発言と理解いたしました。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議　長（松本　茂議員）

以上で酒井康臣議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後３時01分　　散　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和３年６月８日

高山村議会議長　　松　本　　茂

署　名　議　員　　柴　田　弘　男

署　名　議　員　　湯　本　辰　雄

署　名　議　員　　西　原　澄　夫

令和３年第２回高山村議会６月定例会会議録（第３号）

令和３年６月11日（金曜日）

議　事　日　程

日程第１　議案第33号　村税条例の一部を改正する条例

日程第２　議案第34号　高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第３　議案第35号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第４　議案第36号　高山村手数料条例の一部を改正する条例

日程第５　議案第37号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第１号）

日程第６　議案第38号　令和３年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議案第39号　令和３年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第40号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

日程第９　陳情第２号　「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書

日程第10　陳情第３号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書

日程第11　令和２年陳情第１号　医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

日程第12　令和２年陳情第５号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

追加日程第１　発議第２号　さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書

追加日程第２　発議第３号　義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

追加日程第３　発議第４号　医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

追加日程第４　発議第５号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

日程第13　閉会中の継続審査の申出について

日程第14　閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付議した事件

１　議案第33号～議案第36号

２　議案第37号～議案第40号

３　陳情第２号～陳情第３号

４　令和２年陳情第１号、陳情第５号

５　発議第２号～発議第５号

６　閉会中の継続審査の申出について

７　閉会中の継続調査の申出について

出　席　議　員（11名）

１番　黒　岩　清　道　議員	２番　髙　井　央　葉　議員
３番　柴　田　弘　男　議員	４番　湯　本　辰　雄　議員
５番　西　原　澄　夫　議員	６番　西　條　正　純　議員
７番　酒　井　康　臣　議員	９番　畔　上　孝　一　議員
10番　水　谷　　清　議員	11番　宮　川　登志一　議員
12番　松　本　　茂　議員	

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	内山信行	副村長	藤沢敏和
教育長	山岸深志	総務課長	宮本孝雄
村民生活課長	宮川裕明	産業振興課長	柴田　亨
建設水道課長	小渕義彦	会計管理者（会計室長）	西原一美
教育次長（人権推進室長）	山﨑久志		

事務局出席職員

事務局長　荒井孝浩　　書記　川口里名

午後１時30分　　開　議

○議　長（松本　茂議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第１　議案第33号

～

日程第８　議案第40号

○議　長（松本　茂議員）

日程第１　議案第33号　村税条例の一部を改正する条例から日程第８　議案第40号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）までの８件を一括議題とします。

議案第33号から議案第35号について、委員長の報告を求めます。

――――――酒井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（酒井康臣議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第33号から議案第35号までの３件であります。

審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、去る６月９日午前10時より、委員５名が出席の下、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査をいたしました。

議案第33号　村税条例の一部を改正する条例、議案第34号　高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第35号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、特段質疑がなく、討論を省略し、採決の結果、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案３件についての審査の経過及び結果の報告といたします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議　長（松本　茂議員）

議案第36号について、委員長の報告を求めます。

――――――西條民生産建常任委員長。

○民生産建常任委員長（西條正純議員）

ただいま議題となっております民生産建常任委員会に付託された案件は、議案第36号の１件です。

審査経過及び結果について報告します。

委員会は、６月９日午後１時より開催し、委員全員出席の下、所管職員に出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

議案第36号　高山村手数料条例の一部を改正する条例について、特段質疑はなく、討論を省略して、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議員各位におかれましては、適切な判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（松本　茂議員）

これから議案第33号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第33号　村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第34号　高山村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第35号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第36号　高山村手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第37号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第37号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第38号　令和３年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第39号　令和３年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第40号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第９　陳情第２号

～

日程第12　令和２年陳情第５号

○議　長（松本　茂議員）

日程第９　陳情第２号　「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書から日程第12　令和２年陳情第５号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書までの４件を一括議題とします。

陳情第２号及び陳情第３号について、委員長の報告を求めます。

――――――酒井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（酒井康臣議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、陳情第２号及び第３号の２件であります。

審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は去る６月９日午前11時より委員全員が出席の下、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査をいたしました。

陳情第２号　「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書及び陳情第３号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書は、特段質疑がなく、討論を省略し、採決の結果、いずれも全員賛成で採択とすることに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情２件についての審査の経過及び結果の報告といたします。

○議　長（松本　茂議員）

令和２年陳情第１号及び令和２年陳情第５号について、委員長の報告を求めます。

――――――西條民生産建常任委員長。

○民生産建常任委員長（西條正純議員）

ただいま議題となっております民生産建常任委員会に付託された陳情は、令和２年陳情第１号、令和２年陳情第５号の２件です。審査経過及び結果について報告します。

委員会は６月９日午後１時10分より開催し、委員全員出席の下、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

令和２年陳情第１号　医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書並びに令和２年陳情第５号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書の２件については、特段質疑はなく、討論を省略して、採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された陳情２件についての審査経過及び結果の報告を終わります。

議員各位におかれましては、適切な判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（松本　茂議員）

これから陳情第２号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第２号　「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第３号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第３号　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから令和２年陳情第１号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから令和２年陳情第１号　医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから令和２年陳情第５号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから令和２年陳情第５号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後１時51分　　休　憩

午後１時53分　　再　開

○議　長（松本　茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま柴田弘男議員外３名から発議第２号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

発議第２号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

追加日程第１　発議第２号

○議　長（松本　茂議員）

追加日程第１　発議第２号　さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

――――――書記　川口里名さん。

○書　記（川口里名）

＝発議第２号朗読＝

令和３年６月11日

高山村議会議長　松　本　　茂　様

提出者　高山村議会議員　柴　田　弘　男

賛成者　高山村議会議員　湯　本　辰　雄

宮　川　登志一

黒　岩　清　道

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書（案）

本年度から５年計画で小学校での35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

「新たな生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。昨年３月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、４月以降も再開する学校、休業が延長された学校、分散登校を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実状を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１　どの子にもゆきとどいた教育をするために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

高山村議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　　あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

○議　長（松本　茂議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

――――――３番　柴田弘男議員。

○３番（柴田弘男議員）

ただいま議題となっております発議第２号　さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

本年度から５年計画で少人数学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。新たな生活様式における身体的距離の十分な確保のために、少人数学級はさらなる推進が必要です。昨年３月には、新型コロナウイルスの感染症対策として、全国で一斉臨時休校が行われました。新年度になっても学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など、不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積し、子どもたちの豊かな学びを実現するために教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっています。学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と、抜本的な定数改善計画に基づく、教職員定数の改善が不可欠です。

本意見書は、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう少人数学級推進と教育予算の増額をすること、また複式学級の学級定員を引き下げることを要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げて、趣旨説明といたします。

○議　長（松本　茂議員）

これから発議第２号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第２号　さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま黒岩清道議員外３名から発議第３号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第２として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

発議第３号を日程に追加し、追加日程第２として議題とすることに決定しました。

追加日程第２　発議第３号

○議　長（松本　茂議員）

追加日程第２　発議第３号　義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

――――――書記　川口里名さん。

○書　記（川口里名）

＝発議第３号朗読＝

令和３年６月11日

高山村議会議長　松　本　　茂　様

提出者　高山村議会議員　黒　岩　清　道

賛成者　高山村議会議員　宮　川　登志一

湯　本　辰　雄

柴　田　弘　男

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

昨年３月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、４月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、分散登校を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実状を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１　教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を２分の１に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

高山村議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　　あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

○議　長（松本　茂議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

――――――１番　黒岩清道議員。

○１番（黒岩清道議員）

ただいま議題になっております発議第３号　義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな成果、役割を果たしてきました。しかし、政府は、国の財政状況や三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、

費用の負担割合について２分の１から３分の１に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差が拡大する懸念があります。未来を担う子どもたちの教育条件に、地域によって格差を生じさせてはなりません。

本意見書は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上及び地方財政の安定を図るため、必要不可欠な国庫負担制度を堅持し、国の負担率を２分の１に復元するよう要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議　長（松本　茂議員）

これから発議第３号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第３号　義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま髙井央葉議員外２名から発議第４号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第３として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

発議第４号を日程に追加し、追加日程第３として議題とすることに決定しました。

追加日程第３　発議第４号

○議　長（松本　茂議員）

追加日程第３　発議第４号　医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

――――――書記　川口里名さん。

○書　記（川口里名）

＝発議第４号朗読＝

令和３年６月11日

高山村議会議長　松　本　　茂　様

提出者　高山村議会議員　髙　井　央　葉

賛成者　高山村議会議員　西　原　澄　夫

畔　上　孝　一

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書（案）

日本の医師数は人口1,000人当たりＯＥＣＤ平均3.5人に対し、2.4人と極めて少なく、週60時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。特に、救急や産科では１か月の平均時間外労働時間が平均80から90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。

ところが、政府の骨太の方針2018では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。しかし、その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、医師の長時間労働がケースによっては最大週80時間とし、また、医療需要は入院ベッド数を減らす地域医療構想に連動しています。この推計を基に、医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善にはつながらないばかりか、深刻な医師不足が続く地域医療にも大きな影響を与えることが危惧されます。

住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き医師数を増やすことを強く求めるものです。

下記の事項について国に要望します。

記

2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数

をＯＥＣＤ平均以上の水準に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

高山村議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣　　あて
文部科学大臣
総務大臣

○議　長（松本　茂議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

――――――２番　髙井央葉議員。

○２番（髙井央葉議員）

ただいま議題となっております発議第４号　医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

政府は、厚生労働省の2033年頃には医師の需要が均衡するとの将来推計を根拠に、2022年度以降の医学部定員減について検討することを打ち出しました。しかしながら、この方針では、現在問題となっている医療現場の長時間労働の解消にはならないばかりか、現在も続くこのコロナ禍においては真逆の方針であり、救急や産科、小児科などを筆頭とする深刻な医師不足による地域医療の崩壊も懸念されます。

この意見書は、医師養成定員減という方向を見直し、医師の確保により医師の勤務環境改善を進め、充実した医療体制を構築し、地域医療の崩壊、地域間格差を防ぎ、地域住民が安心して暮らせる社会の実現を要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議　長（松本　茂議員）

これから発議第４号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第４号　医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま畔上孝一議員外２名から発議第５号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第４として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

発議第５号を日程に追加し、追加日程第４として議題とすることに決定しました。

追加日程第４　発議第５号

○議　長（松本　茂議員）

追加日程第４　発議第５号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

――――――書記　川口里名さん。

○書　記（川口里名）

＝発議第５号朗読＝

令和３年６月11日

高山村議会議長　松　本　　茂　様

提出者　高山村議会議員　畔　上　孝　一

賛成者　高山村議会議員　西　原　澄　夫

水　谷　　清

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック感染爆発は日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに医療崩壊などが取り沙汰され、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。

この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立、公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療、介護、福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り僅か20年の間に、ＳＡＲＳ、新型インフルエンザ、ＭＡＲＳ、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に、経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請します。

記

1　今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2　公立、公的病院の統合再編や地域医療構想の見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3　安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増員すること。

4　保健所の増設、保健師等の増員など、公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査、検疫体制などを強化、拡充すること。

5　社会保障に係る国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

高山村議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣　　あて
財務大臣
総務大臣

○議　長（松本　茂議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

――――――９番　畔上孝一議員。

○９番（畔上孝一議員）

ただいま議題となっております発議第５号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を用いて趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスは世界中に感染拡大し、日本国内でも大きな影響を及ぼしております。経済活動や国民の生活は深刻さを増すばかりです。また、医療崩壊まで取り沙汰されております。国民のいのちと健康を脅かされる事態になりかねません。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病棟、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、これらを中心的に担っている公立、公的病院の重要性、また、先ほど発議４号にありました医師の不足、あるいは看護師の不足、また保健所の体制不足等があります。

これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきました医療、介護、福祉、社会保障費を抑止する施策、そして公衆衛生対策の減額にあります。新型コロナウイルスの対策の教訓を得て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、今後も新たに発生が予想される感染症にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行って、公立、公的病院の統合、再編成、地域医療構想の見直し、地域の声を考えた医療体制の確立が求められてきます。保健所の増設や保健師の増員なども、また公衆衛生行政の拡充が求められてきます。国民の安全・安心の医療・介護の実現、そして命と健康を守る、そしてコロナウイルスを何としても早急に抑え込み、安心して生活ができる日が一日も早く来ますように、そのためにも意見書を関係各方面へ提出していただきたいと思います。

議員各位におかれましては、この趣旨をぜひ御理解いただき、速やかに意見書を提出していただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議　長（松本　茂議員）

これから発議第５号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第５号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（松本　茂議員）

挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定しました。

日程第13　閉会中の継続審査の申出について

○議　長（松本　茂議員）

日程第13　閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第14　閉会中の継続調査の申出について

○議　長（松本　茂議員）

日程第14　閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議　長（松本　茂議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第６条の規定によって、これで閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（松本　茂議員）

異議なしと認めます。

本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

６月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、６月３日より本日までの９日間にわたり、審議いただきました。

議員各位には活発な御議論と慎重審議の上、全議案、承認５件、議案８件について議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

６月８日の一般質問傍聴には、高山中学校３学年生徒が議場を使った中学生議会の前に、議場の雰囲気を学習するために傍聴をしたいと希望され、議会では傍聴を快諾いたしました。傍聴に対する皆様の御協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問には８名が登壇、10項目にわたり質問がなされました。村長はじめ理事者の皆様には、議員の発言を重く受け止めていただき、村政発展のため御尽力賜りますよう要望いたします。

高山村ほか、一市一町財産組合等では、今年度５月29日より６月27日までの公・共有林の入山を解除しました。５月30日の売上げは今までにない入山券の売上げを記録したようです。遭難者が出ないことを祈るばかりです。

５月10日より、65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種が始まりました。これから、65歳以下の低年齢層の方に早い段階でワクチン接種ができるよう望みます。また、接種に当たられます医師、看護師、村民生活課職員など関係者の健康管理、労務管理に十分御配慮いただきたいと思います。

６月議会で審議いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、地域経済対策事業、地域観光応援事業等に幅広く効果が出ますよう期待する限りです。

それでは最後になりましたが、令和３年６月議会の閉会に当たり、議場におられます皆様をはじめ、高山村民の御健勝と御繁栄を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

この際、村長の発言を許します。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

６月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る６月３日から本日までの９日間にわたり、専決処分した５件の承認案件のほか、８議案の合わせて13件の案件を御審議いただきました。

議員各位には、活発な御議論と慎重審議の上、全議案について議決を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

今会期中に議員各位から賜りました貴重な御意見や一般質問を通していただきました御提言等につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、村民の皆様の暮らしを最優先に考え村政運営に生かしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の見通しが立たないことなどから、菅首相は５月28日に、東京、大阪、北海道など10都道府県に発出している緊急事態宣言の期限を、５月31日から今月20日まで延長することといたしました。

このため、現時点において長野県には緊急事態宣言が発出されておりませんが、村内の観光業者等をはじめ、各事業者に与える影響は大変大きいものがあると思っておりますので、今定例会で議

決を賜りました国の第３次特別臨時交付金等を最大限に活用して、経済対策などを早急に進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

このように、新型コロナウイルス感染症の収束が全く見通せない状況の中で、本村の夏の一大イベントであります信州高山まつりにつきましては、去る５月31日に実行委員会を開催し、祭りの開催の可否について協議していただいたところ、大変残念ではありますが、昨年に引き続き今年も中止とさせていただくことで御決定いただきましたので、高山まつりの開催を楽しみにされておられます村民の皆様には、大変申し訳ありませんが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

さて、世界に目を向けますと、引き続く国際情勢の緊張感や、厳しい国際競争の時代とも言われる中、情報通信産業やバイオ産業の例に見られる新産業が、経済成長と雇用創出の鍵として注目されております。

一方、国内において、政府は、今月９日に経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針の原案を取りまとめ、今後はグリーン化（脱炭素）、デジタル化、地方創生及び子育て支援の４分野に予算を重点配分するとの方針を示しております。

このように、国内外ともに競争社会が強まる中で、地方においては一段と厳しい財政運営が迫られるものと思われますので、引き続き議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

県内はこのところ晴れて気温の高い日が続いており、今年の梅雨入りは来週の14日頃になる可能性が高いと報道されています。したがいまして、これから雨の季節を迎えますことから、一昨年の台風19号の災害を忘れることなく、高山分署や消防団と連携を強め、豪雨など自然災害防止のため、万全を期してまいる所存であります。

そして、梅雨が明けると、本格的な暑さとともに、県内は夏山シーズンを迎えますが、例年登山客で賑わう北アルプス上高地では、熊の目撃情報が例年にも増して多くなっていると報道されております。

村内でも既に熊の目撃情報が寄せられておりますので、現在ネマガリダケ狩りを楽しんでいただいております入山者の皆様には、熊の出没には十分注意していただきたいと思います。

なお、昨日ネマガリダケ狩りの方が遭難され、誠にお気の毒ではありますが、お亡くなりになられました。お亡くなりになられました方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今後このような事故が発生しないよう防止策を強めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

結びに、梅雨入りとともに村内ではアジサイの花の美しい季節を迎えますが、じめじめとした季節から、その後は暑い夏がやってまいります。

議員各位におかれましては、くれぐれも健康には十分御留意いただき、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議　長（松本　茂議員）

令和３年第２回高山村議会６月定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後２時42分　　閉　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和３年６月11日

高山村議会議長　　松　本　　茂

署　名　議　員　　柴　田　弘　男

署　名　議　員　　湯　本　辰　雄

署　名　議　員　　西　原　澄　夫

６月定例会に付託された陳情書

令和２年陳情第１号

2020年２月13日

高山村議会議長

松　本　　茂　殿

陳情者　長野県医療労働組合連合会
執行委員長　小　林　吟　子
住所　長野市高田２７６－８
電話　０２６－２２８－９３７６
ＦＡＸ　０２６－２２４－５７４５

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

〔陳情趣旨〕

総務省「就業構造基本調査」によれば、医師は、週労働時間が60時間を超える人の割合が41.8％と職種別で最も高く（雇用者全体では14％）なっています。また、「勤務医労働実態調査2017」では、救急や産科では、一ヶ月の平均時間外労働時間が平均80～90時間を超えるという結果が出ています。夜間救急対応の当直を含む32時間連続勤務が強いられ、医師の過労死や過労自死が後を絶たず、いのちを守る現場で、医師のいのちが脅かされています。この背景には、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の2017年調査で、人口1000人当り医師数がＯＥＣＤ平均3.5人に対し、日本は2.4人で36か国中31位という、絶対的な医師不足があります。

ところが、厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会」は、「第３次中間とりまとめ」（2018.5.31）において、遅くとも2033年頃には医師の需給が均衡するとの将来推計を根拠に、2022年度以降の医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針等を見直していくべきとし、これを受けて政府は、「骨太方針2018」で2022年度以降の医学部定員減について検討することを打ち出しました。

しかし、厚労省が、定員減の根拠とする医師需給推計は、医師の労働時間をケースによっては最大週80時間とし、医療需要の見込みは入院ベッドを減らす地域医療構想に連動しています。医療需要を少なく見積もり、長時間労働解消を前提としない推計を根拠に、医師の養成定員を減らす方向は、医療現場の長時間労働解消の方向とは真っ向から反するものです。そればかりか、救急や産科、小児科などの医師不足で「地域医療崩壊の危機」が社会問題化し、長年つづいた医師数の抑制を転換して実現してきた、今の医師養成の水準を引き下げるなら、再び、地域医療崩壊の危機すら招きかねません。

ご存知のように、先月31日、阿部守一長野県知事も呼びかけ人の一人である「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」が発足しました。その設立趣意書にも「医師の絶対数の不足、地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にある」とあります。長野県の医師数も全国平均を大きく下回っています。医師の養成数が減少しては、長野県への医師の誘致も難しさを増す課題となります。日本の医療崩壊を防ぎ、地域住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実のため、医師数を増やすことこそ求められます。

以上をふまえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から、また、長野県の医師確保に力を入れる方針にも沿い、貴議会として、国に対し、以下の意見を上げていただきますよう陳情するものです。

記

2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をＯＥＣＤ平均以上の水準に増やすこと。

以　上

令和２年陳情第５号

2020年11月５日

高山村議会議長

松　本　　茂　殿

陳情者　地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会

長野県保険医協会

会長　宮　沢　裕　夫

住所　長野市若里１－５－２６

長野県民主医療機関連合会

会長　清　水　信　明

住所　松本市元町２－９－１１

長野県難病患者連絡協議会

会長　岳　沢　　桂

住所　須坂市北原町１２３３－４

長野県社会保障推進協議会

事務局長　原　　健

住所　長野市高田２７６－８

長野県障害者運動連絡協議会

代表　松　丸　道　男

住所　長野市高田２７６－８

長野県労働組合連合会

議長　細　尾　俊　彦

住所　長野市高田２７６－８

長野県自治体労働組合連合

執行委員長　鈴　木　將　由

住所　上田市中央２－３－９

長野県医療労働組合連合会

執行委員長　小　林　吟　子

住所　長野市高田２７６－８

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

〔陳情趣旨〕

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、ＳＡＲＳ、新型インフルエンザ、ＭＥＲＳ、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

記

１．今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

２．公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

３．安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

４．保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

５．社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以　上

陳情第２号

2021年５月21日

高山村議会議長

松　本　　茂　様

陳情者（住所）須坂市墨坂１丁目６番１号

（団体）連合長野高水地域協議会須高地区連合会

代表者名　会　長　荻　原　公　和

陳情者（住所）須坂市大字日滝３５１番地２２

（団体）長野県教職員組合　高山単組

代表者名　単組長　谷　村　真由美

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書

〔陳情事項〕

2022年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

１　どの子にもゆきとどいた教育をするために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

〔陳情理由〕

本年度から５年計画で小学校での35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

「新たな生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。昨年３月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、４月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、分散登校を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積し、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情第３号

2021年５月21日

高山村議会議長

松　本　　茂　様

陳情者（住所）須坂市墨坂１丁目６番１号

（団体）連合長野高水地域協議会須高地区連合会

代表者名　会　長　荻　原　公　和

陳情者（住所）須坂市大字日滝３５１番地２２

（団体）長野県教職員組合　高山単組

代表者名　単組長　谷　村　真由美

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書

〔陳情事項〕

2022年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

１　教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を２分の１に復元するなど拡充すること。

〔陳情理由〕

昨年３月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、４月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、分散登校を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケアや感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。